

第3次 山武市男女共同参画計画

計画の期間：平成31(2019)年度～平成35(2023)年度



山武市経済・産業活性化キャラクター
むーちゃん

山武市マスコットキャラクター
SUNムシくん

平成31年3月
山武市

はじめに

昨今の少子高齢社会の進展に伴い、労働力人口の減少により地域経済の活力低下が懸念されております。また、家族形態、雇用・就労形態及び地域社会が変化し、人々の価値観やライフスタイルは多様化してきています。

本市においても、少子高齢化等に対応した子育て支援、高齢者や障がい者等の福祉の充実など、取り組むべき事業は山積しています。



こうした状況の中、男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、あらゆる分野において、みんなが対等なパートナーとして参画できる社会づくりを進めることが大切となります。

本市では、平成 26 年度に策定した「第 2 次山武市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策を展開して参りましたが、社会の変化や新たな課題等に対応するため、このたび、第 3 次山武市男女共同参画計画を策定しました。

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」の市町村基本計画として位置づけるとともに、平成 27 年 9 月に施行されました「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画としても位置づけています。

本計画の推進にあたり、基本理念である、『パートナーシップで共に創り、みんなが輝き活躍する社会へ』向けて、取り組んでまいり所存でございますので、今後とも市民の皆様、事業者・関係機関の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見・ご助言をいただきました山武市男女共同参画推進懇談会の皆様、市民意識調査をはじめ貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

山武市長 **松下浩明**

目次

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定・推進体制	3
5 計画の基本方向	4
(1) 計画推進における課題	4
(2) 基本理念	7
(3) 基本目標	8
(4) 計画の体系	9

第2章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画と男女の人権尊重の意識づくり	11
基本的施策 1 男女共同参画と男女の人権尊重意識の啓発	12
基本的施策 2 男女共同参画推進のための教育の推進	21
基本的施策 3 あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】	24
基本目標 2 家庭・地域における男女共同参画の環境づくり	29
基本的施策 4 支え合いの家庭づくり	30
基本的施策 5 活力ある地域づくり	33
基本目標 3 男女が共に参画し活躍する社会づくり	37
基本的施策 6 政策・方針決定過程への男女の参画推進【女性活躍推進計画】	38
基本的施策 7 女性の人材育成【女性活躍推進計画】	41
基本的施策 8 男女の働く環境づくりの推進【女性活躍推進計画】	43
基本目標 4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	53
基本的施策 9 子育て支援の推進	54
基本的施策 10 自立を支える福祉の推進	56
基本的施策 11 生涯にわたる健康づくりの支援	58
基本的施策 12 防災における男女共同参画の推進	61

第3章 計画の推進

1 推進体制の充実	63
(1) 庁内推進体制の充実	63
(2) 国、県との連携強化	63
(3) 施策の検証	63
2 指標一覧	64

附属資料

1	山武市の状況	67
	(1) 人口・人口構成	67
	(2) 世帯数・世帯構成	69
	(3) 人口動態	71
	(4) 有配偶状況	71
	(5) 就業者数	73
	(6) 審議会等の女性委員の割合	73
2	策定体制	74
	(1) 山武市男女共同参画推進懇談会	74
	(2) 山武市男女共同参画庁内推進本部	77
3	策定経過	79
4	関係法令等	80
	(1) 男女共同参画社会基本法	80
	(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	84
	(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	94
	(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	102
	(5) 山武市審議会等委員への女性登用推進指針	108

第1章 基本的な考え方



1 計画策定の目的

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組みと連動して、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進められてきました。

平成 11 年に施行された「男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）」においても、男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題のひとつに位置づけられています。

また、人口減少社会となり、少子高齢化が急速に進む中で、男女が、お互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、地域社会の活力を維持する上でも、喫緊の課題となっています。

本市では、平成 19 年度に「山武市男女共同参画計画」を策定し、その成果を踏まえ、平成 26 年度には「第 2 次山武市男女共同参画計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。第 1 次計画策定当初に比べ、「男は仕事、女は家庭」と思う人の割合が低下、男女の地位が平等と思う人の割合の増加など、意識の変化がみられるとともに、様々な地域活動に参加する市民もみられます。

しかし、男女共同参画社会の実現に向けた進展は緩やかであり、男女の不平等感や性別による固定的役割分担意識^{*1}は、様々な場面に根強く残っています。また、家事・育児・介護等への男性の参画や、政策・方針決定過程^{*2}への女性の参画が進みにくい状況もみられることから、引き続き、市全体で、これらの改善や啓発に取り組んでいく必要があります。

*1 性別による固定的役割分担意識：男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

*2 政策・方針決定過程：国や県、市等の行政機関の場合「政策決定過程」、企業など民間団体等の場合「方針決定過程」と使い分けています。

さらに、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV^{*1}」という。）の防止対策、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{*2}）の推進、女性活躍の推進、働き方の見直しなど、多くの課題・新たな課題への対応が求められています。

このため、市民と事業所の状況とニーズの変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的な推進を図るため、「第3次山武市男女共同参画計画」を策定しました。

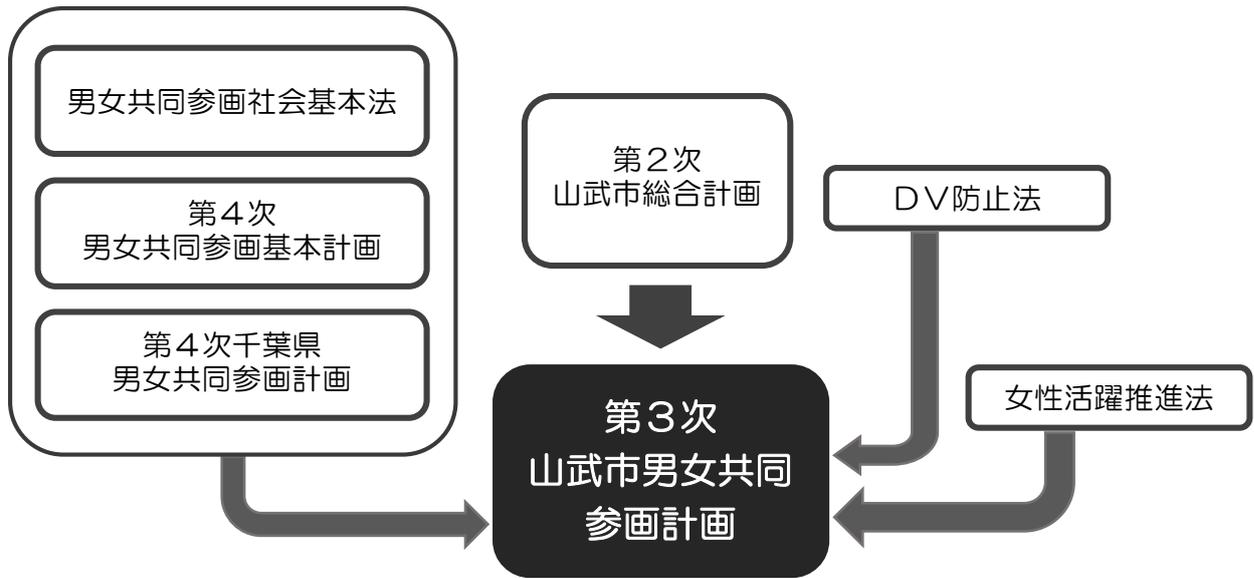
2 計画の位置づけ

- ①本計画は、基本法に基づく計画であり、山武市が目指す男女共同参画社会を実現するため、市民・家庭・事業者・学校・行政が協働して、総合的かつ効果的に推進するための基本となる計画です。
- ②本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画としても位置づけています。
- ③本計画は、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく、女性活躍推進計画としても位置づけています。
- ④本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、「第4次千葉県男女共同参画計画」及び「第2次山武市総合計画」をはじめとする市の関連諸計画との整合性を図りながら、山武市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

*1 ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者・パートナーの関係にある又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれます。

*2 ワーク・ライフ・バランス：「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が、選択・実現できる社会とされ、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれています。

<計画の位置づけ>



3 計画の期間

計画期間は、平成 31 (2019) 年度を初年度とし、目標年次を平成 35 (2023) 年度とする5か年計画です。

4 計画の策定・推進体制

①計画の策定に当たっては、平成 29 年度に、市民の男女共同参画に関する現状とニーズを把握するため、満 18 歳以上の市民に男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）を実施するとともに、職場環境の実態を把握するため、市内及び近隣の事業所にヒアリング調査を実施しました。また、平成 30 年度には、市民意見の公募（パブリック・コメント）を実施しました。

<市民意識調査概要>

調査対象	市内在住の満 18 歳以上の男女 2,000 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 30 年 1 月 5 日～1 月 19 日
配布数	2,000 人
有効回答数	743 人（女性 417 人、男性 312 人、無回答 14 人）
有効回収率	37.2%

②計画の策定及び推進体制として、山武市男女共同参画庁内推進本部（以下「推進本部」という。）を設置しています。あわせて、市民・関係団体等の参画による山武市男女共同参画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置しています。今後は、定期的に施策の進捗状況の把握・検証を行い、懇談会等にご意見をいただきながら、施策の着実な推進を図ります。

5 計画の基本方向

(1) 計画推進における課題

男女共同参画社会は、「家庭だけ」、「職場だけ」の取り組みでは実現は難しく、家庭・地域・企業などがそれぞれ相互に連携をとりながら、共に暮らしやすいまちづくりを進めていくことが重要です。

【市民調査・事業所ヒアリングから】

分野ごとの男女の地位について

「平等」の割合が高い分野は、男女共に「学校教育の場」（男性 55.8%、女性 55.6%）となっています。ついで、「家庭生活の場」（男性 45.5%、女性 33.6%）、「法律や制度上」（男性 49.0%、女性 30.2%）、「地域活動の場」（男性 43.3%、女性 30.0%）となっており、男性の方が高い割合となっています。一方、「政治や政策決定の場」（男性 21.8%、女性 13.7%）、「社会通念や慣習など」（男性 26.0%、女性 15.6%）、「男性の意識の中」（男性 30.8%、女性 12.0%）は、平等感が低く、男女差がみられることから、毎日の生活に近い場での不平等感が残っていることがうかがえます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

反対派（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の計）は、46.7%と半数近いですが、中間派が 31.8%となっています。前回調査（平成 19 年度実施）に比べ、賛成派の「どちらかといえばそう思う」は、34.1%から 18.1%となり、中間派に移行しており、今後も固定的な性別役割分担意識の払拭に継続的に取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画関連用語の認知状況

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、DV防止法等の用語の認知度は、「言葉も内容も知っている」が70～80%台と全般的に高くなっています。しかし、男女共同参画を取り巻く課題が年々変化しており、新しい用語や法律等などについては、認知度が低い傾向がみられます。このようなことから、様々な場面を活用して市民に知ってもらう機会や場を確保して、継続的な周知を働きかけることが必要です。

職場での男女平等感

職場での男女平等感が高い項目は、「研修の機会や内容」(56.4%)、「賃金」(51.9%)、「採用時の条件」(50.9%)がそれぞれ半数を超えていますが、「昇進や昇格」(35.5%)、「育児休業、介護休業の取得」(24.7%)は低調であり、男女で差異もみられます。働きやすく、継続して働くためにも、職場での平等感の平準化に向けた取組みとともに、仕事と家庭の両立支援が重要です。

家庭での役割分担

「掃除・洗濯」、「食料品や日用品の買い物」、「食事のしたくや片付け」など女性が中心となっている家事が多くみられ、男性の参加が少ない状況がみられます。特に、「子どもの身の回りの世話」(9.7%)、「授業参観や学校行事への出席」(10.2%)、「介護や看護が必要な家族の世話」(9.7%)は、男性の参加が1割程度と極めて低い状況です。役割分担について、男性は「現状通りでよい」が女性よりも多く、女性は「相手にも家事に協力をしてほしい」が男性よりも大幅に多くみられます。ワーク・ライフ・バランスの推進などにより、家庭や個人の状況から家事の分担などについて市民が考える機会をつくり、男性も積極的に関わる家庭・地域づくりを支援していくことが重要です。

配偶者等からの暴力について

「身体に対する暴力を受けた(身体的なこと)」や「精神的嫌がらせ、脅迫を受けた(精神的なこと)」は、「1、2度ある」が10%前後で、「何度もある」も一部みられます。男女間の暴力は、潜在的・心理的な要因が多く、表面化しにくい課題ですが、未然防止に向けた啓発と、相談支援体制のネットワーク化を図り、相談窓口を周知していく必要があります。

男女共同参画の推進に向けて必要なこと

全体では、男女共同参画の取組みを「進める必要がある」が44.8%と多く、前回調査よりも必要性を感じている市民が増えており、具体的な推進の方向性を定めるとともに、取組みの状況報告なども求められます。

働きやすい職場環境づくり

仕事を選ぶ上で、「働きやすさ」が重視される傾向がみられ、事業所においても現場の要望を受けて、業務体制の改善、福利厚生の充実に努めていきたいという姿勢が見受けられます。今後は、男女共同参画の視点で、働く側、雇用する側への情報提供をはじめ、就業支援に関する取組みを推進していくことが課題といえます。



【課題の整理】

<p>課題1 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取り組みの推進</p>	<p>少子高齢化が急速に進展し、労働力人口が減少していく中で、地域社会の活性化を図るためには、女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であり、労働者・雇用者双方で、「働き方改革」に取り組むことが重要です。</p> <p>市民意識調査では、「通いやすさ」、「地域で働けること(職住近接)」を重視している意見が多いことから、市内及び山武郡市内や成田国際空港周辺等を視野に、男女共同参画の視点に立った職場環境の整備に取り組んでいくことが重要です。あわせて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事と家庭の両立支援の取り組みとともに、家庭内で望ましい役割分担が進むように啓発していくことが必要です。</p> <p>また、地方創生の観点からも、地域経済を育てる力の創生に向けた「エコノミックガーデニング*1による市内中小企業・小規模事業者の育成」や、「地域間連携を通じた成田空港経済圏の形成」との一層の連携も重要です。</p>
<p>課題2 男女が共に安心して暮らすことのできる環境づくりと一人ひとりの人権の尊重</p>	<p>防災・防犯分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯体制を整備する必要があります。</p> <p>また、生涯を通じた健康支援や、あらゆる暴力の根絶、さらに、貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境づくりが必要です。</p> <p>さらに、男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。</p>
<p>課題3 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりの更なる醸成</p>	<p>男女共同参画の実現に向けての大きな課題として、固定的な性別役割分担意識が残っている状況がみられます。これを解消し、男女共同参画に関する認識を市民一人ひとりが深め、社会全体に定着させるためには、教育を含めた学びの場の確保と継続的な広報・啓発が求められます。</p>

(2) 基本理念

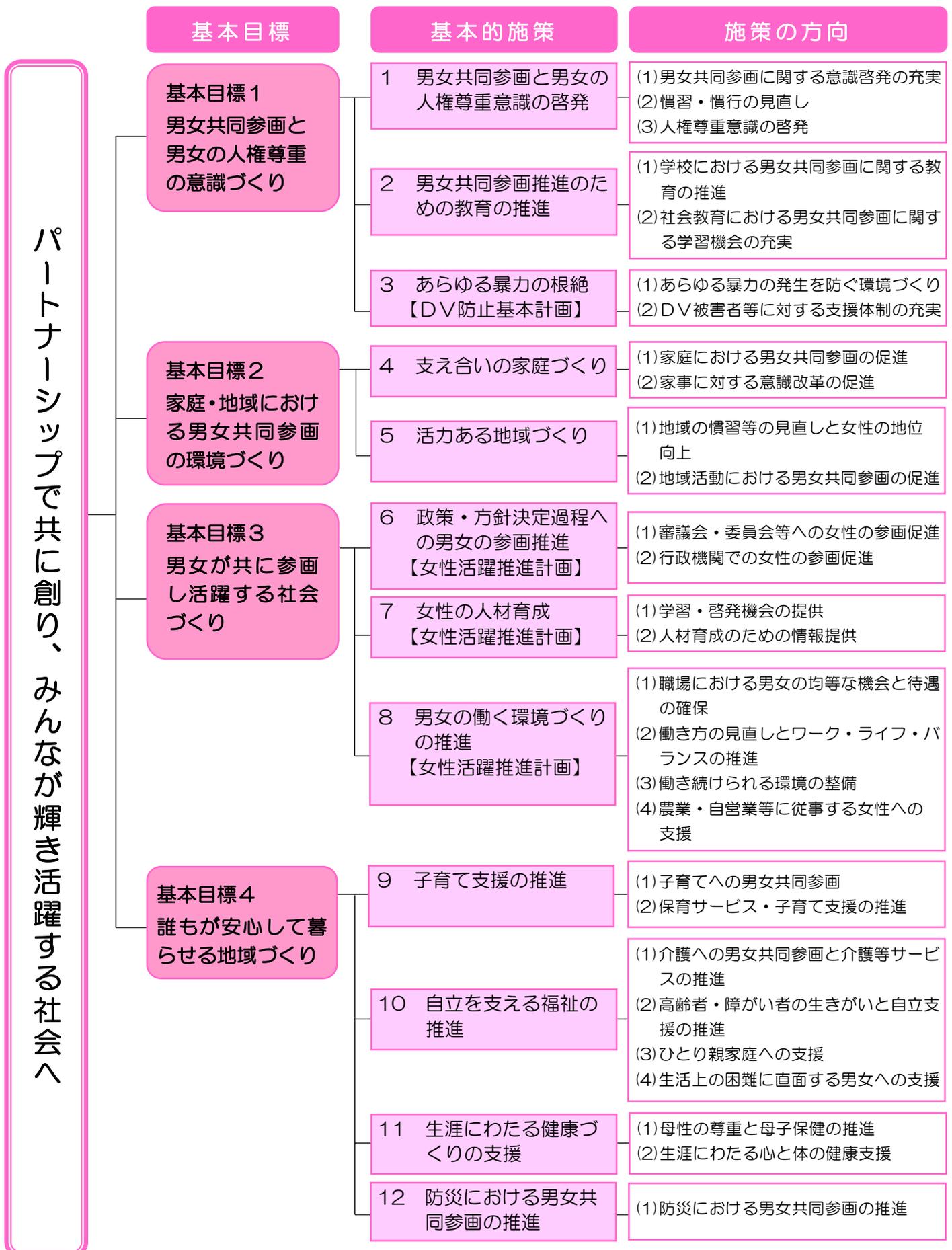
パートナーシップで共に創り、みんなが輝き活躍する社会へ

*1 エコノミックガーデニング:アメリカ発祥の地域経済活性化施策であり、地域の中小企業を育むための環境づくりをガーデニングに擬えてこのように呼ばれています。地域という土壌に様々な産業や事業、活動の種や苗を植え、それぞれが自力で育つための環境をつくることで、地域経済を元気にしていこう、という考え方です。

(3) 基本目標

<p>基本目標1 男女共同参画と男女の人権尊重の意識づくり</p>	<p>私たちの意識の中には、本人が気づく、気づかないにかかわらず、「男はこう」「女はこう」という意識が根強くあります。</p> <p>これを解消するため、家庭や学校、地域、職場など社会のあらゆる場面において、男女共同参画についての理解・促進を図ります。</p> <p>また、暴力は、誰に対しても、決して許されるべきではありません。男女を問わず、すべての人々の人権が尊重される社会を目指します。</p>
<p>基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の環境づくり</p>	<p>家庭は、家族一人ひとりの暮らしの場の基本であり、精神的なよりどころですが、家庭内の家事や育児、介護等の具体的な活動は女性が担っていることが多い状況です。</p> <p>また、地域活動においても、固定的な性別役割分担による慣習や慣行が残っています。家事や育児、介護を正當に評価し、男性も積極的に関わるという家庭・地域づくりを支援します。</p>
<p>基本目標3 男女が共に参画し活躍する社会づくり</p>	<p>女性の参画は、様々な分野で進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、いまだに少ないのが現状です。このため、あらゆる分野において、男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会づくりを進めることが大切となります。</p> <p>また、女性の参画を拡大するため、各分野で活躍する女性の人材発掘と育成に努めます。</p> <p>一方、家事や育児、介護を担いながら仕事を続けられる社会をつくっていくことが、我が国の活力を維持していくために重要な課題となっています。このため、就業条件の向上を促していくとともに、男女が共に働き続けられる就労環境づくりと働き方改革への取組みを促進します。</p>
<p>基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり</p>	<p>核家族や少子・高齢化、地域との関わりの希薄化などにより、子育てや高齢者・障がい者の介護など、生活上の困難を抱えている家庭が増えています。</p> <p>こうした家庭の自立を支援していくとともに、育児、介護を社会全体の問題として捉え、家庭生活とその他の活動を両立することができるよう支援します。</p> <p>また、誰もが安心して暮らせるよう、より災害に強いまちづくりを目指し、男女共同参画の視点に立った地域の防災対策の推進や防災意識の向上を図ります。</p>

(4) 計画の体系



第2章 計画の内容



基本目標 1 男女共同参画と男女の人権尊重の意識づくり

基本目標 1 男女共同参画と男女の人権尊重の意識づくり

基本的施策

1 男女共同参画と男女の人権尊重意識の啓発

- (1) 男女共同参画に関する意識啓発の充実
- (2) 慣習・慣行の見直し
- (3) 人権尊重意識の啓発

2 男女共同参画推進のための教育の推進

- (1) 学校における男女共同参画に関する教育の推進
- (2) 社会教育における男女共同参画に関する学習機会の充実

3 あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】

- (1) あらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくり
- (2) DV被害者等に対する支援体制の充実



基本的施策 1 男女共同参画と男女の人権尊重意識の啓発

【現状と課題】

私たちの意識の中には、依然として、男女の性差による固定的な役割分担意識が根強くあります。男女共同参画の視点から、長い歴史をかけて形成されてきた慣行や制度を見直し、男女の人権が尊重される社会の実現に向けて意識を改善していくことが求められています。

市民意識調査では、男女の地位の平等感は、地域活動の場や法律や制度上、家庭生活の場、学校教育の場は高く、職場などは前回調査よりも増加傾向にありますが、男女差や日常生活における不平等感がうかがえます。「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」が 31.2%となっていますが、性別や年代によって違いがみられます。また、性別に関する発言で負担に感じたという回答は、男性が 31.7%、女性が 46.8%と女性の方が多く、内容では、「仕事」や「恋愛・結婚」に関することが多くなっています。

このように、依然として固定的な性別役割分担意識が残っているといえます。無意識のうちに意識づけられてきた面もありますが、男女共同参画を実現する上では固定的な性別役割分担意識にとらわれることが、根本的な障壁となっており、意識の改革が必要です。市民意識調査においても、社会全般に男性優遇の慣習がある、家事は女性の仕事という考えが強いなどの理由で、男女共同参画を進める必要性を感じている市民が多くみられました。

男女共同参画に関する用語の認知度は、パワー・ハラスメントとセクシュアル・ハラスメントでは「言葉も内容も知っている」割合が高く、DV防止法も認知度は高くなっています。一方で、女性活躍推進法やジェンダー^{*1}は認知度が低く、ワーク・ライフ・バランスは、「言葉も内容も知っている」と「言葉を聞いたことがあるが内容までは知らない」が、共に 30%台と内容の理解度が低調な用語もみられます。新しい用語や用語の内容の正しい理解を深めるため、継続的な啓発活動が必要です。あわせて、昨今の性の多様性をめぐる動向変化を踏まえ、LGBT^{*2}の認

^{*1} ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われています。なお、性差を否定すること、男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、ひな祭りや端午の節句等の伝統文化を否定することは、男女共同参画の意図するところではありません。

^{*2} LGBT：性的少数者を指す言葉であり、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）の頭文字をとった総称のことです。

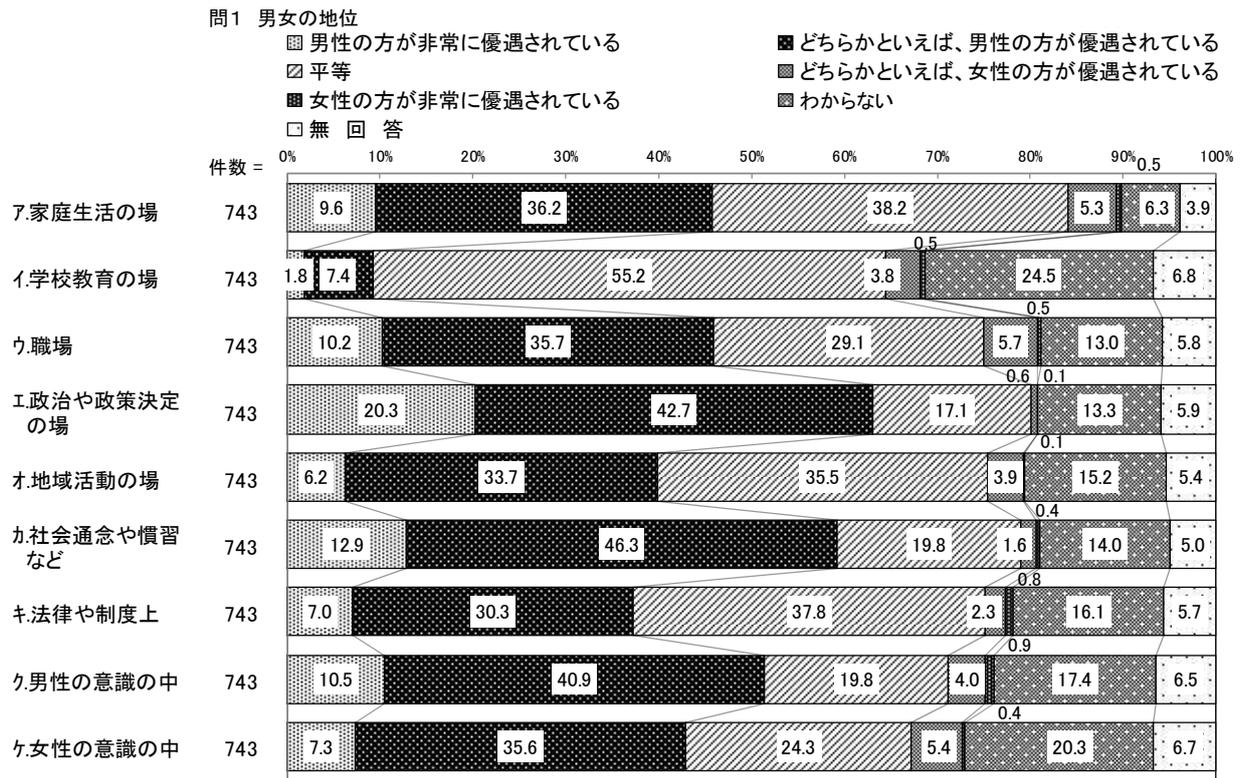
知度を調査したところ、「言葉も内容も知っている」と「言葉を聞いたことがあるが内容までは知らない」がそれぞれ30%台と、認知度は比較的高くなっています。

<課題まとめ>

様々な分野における男女の不平等感を解消し、男女が家庭・地域・職場等、社会のあらゆる分野で共に参画し、活躍できるように、男女共同参画や人権尊重に関する意識啓発を推進することが必要です。また、幅広い年代に向け、啓発活動を行うことが重要です。



＜男女の地位の平等感＞



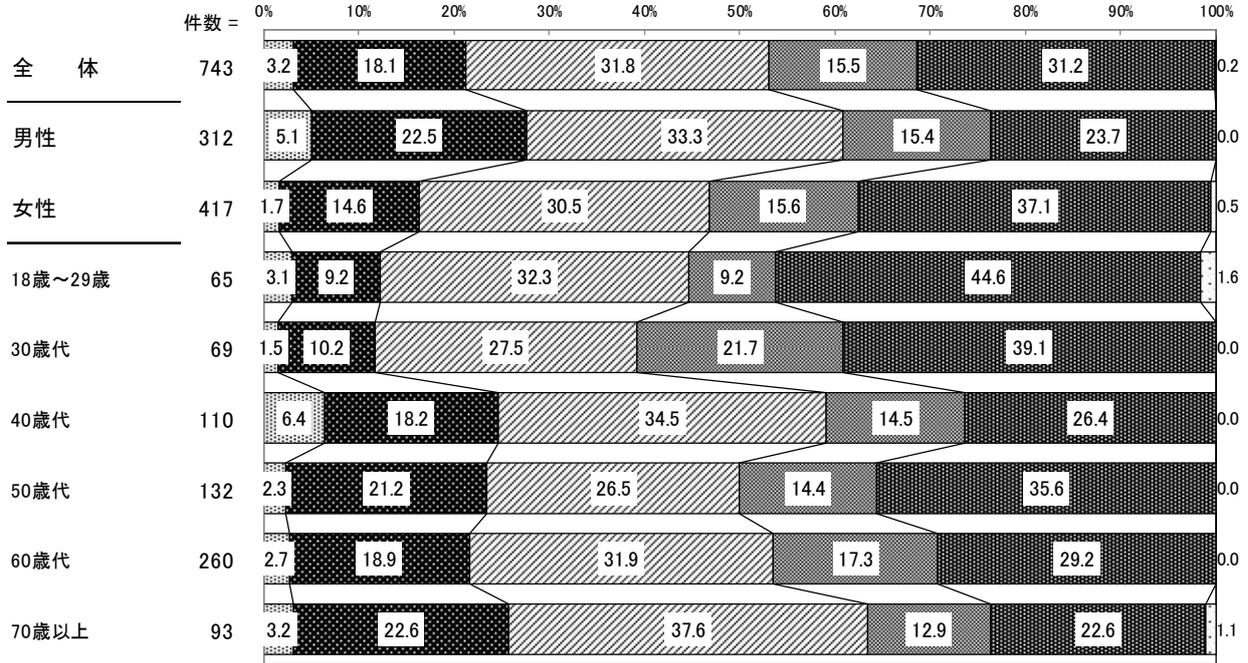
	平等(今回)	平等(前回)
ア. 家庭生活の場	38.2%	26.0%
イ. 学校教育の場	55.2%	56.5%
ウ. 職場	29.1%	17.0%
エ. 政治や政策決定の場	17.1%	17.4%
オ. 地域活動の場	35.5%	36.3%
カ. 社会通念や慣習など	19.8%	15.3%
キ. 法律や制度上	37.8%	40.0%
ク. 男性の意識の中	19.8%	17.3%
ケ. 女性の意識の中	24.3%	22.6%

資料: 市民意識調査
 (今回) 平成29年度
 (前回) 平成19年度

＜「男は仕事、女は家庭」という考え方について＞

問3 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

そう思う
 どちらかといえばそう思う
 どちらともいえない
 どちらかといえばそう思わない
 そう思わない
 無回答

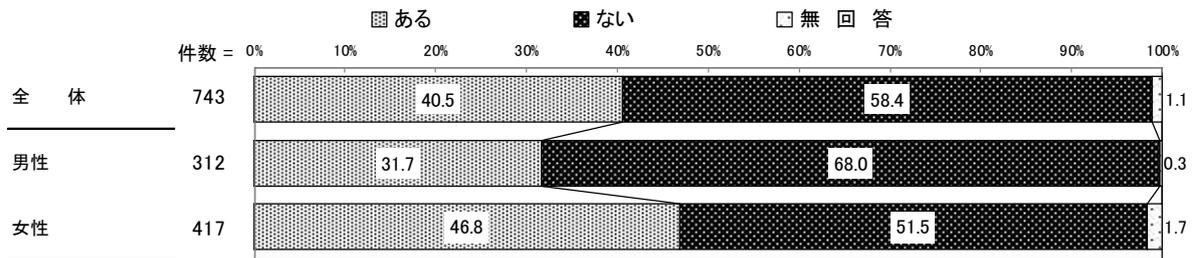


		そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらとも いえない	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わない
全体	今回	3.2%	18.1%	31.8%	15.5%	31.2%
	前回	8.1%	34.1%	24.9%	11.7%	20.1%
男性	今回	5.1%	22.5%	33.3%	15.4%	23.7%
	前回	9.2%	40.9%	20.1%	10.4%	19.0%
女性	今回	1.7%	14.6%	30.5%	15.6%	37.1%
	前回	8.6%	30.6%	28.8%	13.2%	20.3%

資料：市民意識調査
(今回)平成 29 年度
(前回)平成 19 年度

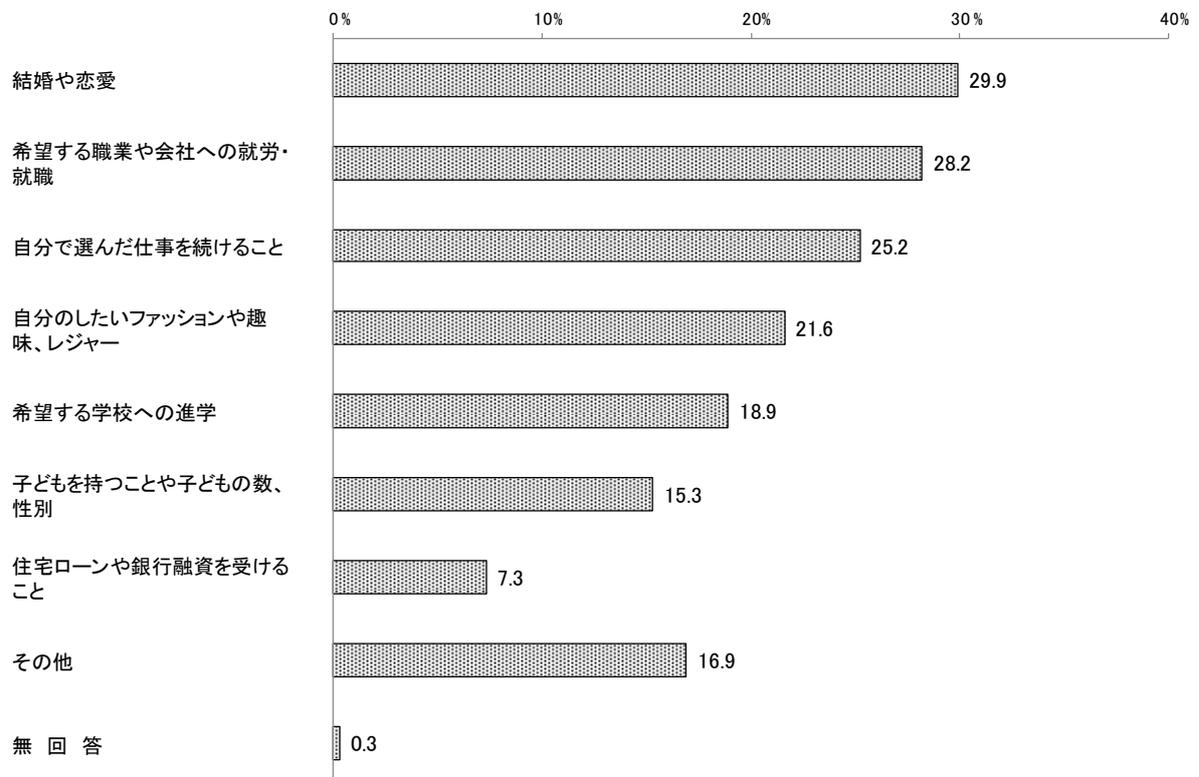
<性別に関わる発言で負担等を感じたことについて>

問2-1 性別に関わる発言で負担等を感じたこと



問2-2 負担等を感じた内容〔複数回答〕

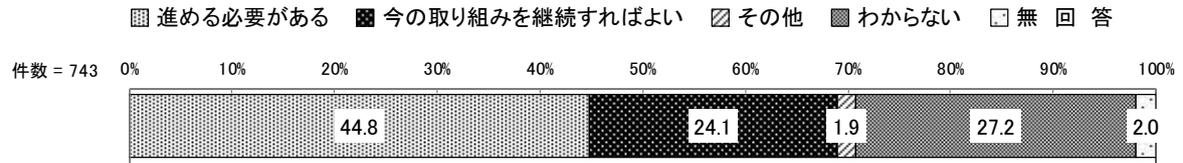
件数 = 301



資料：市民意識調査(平成 29 年度)

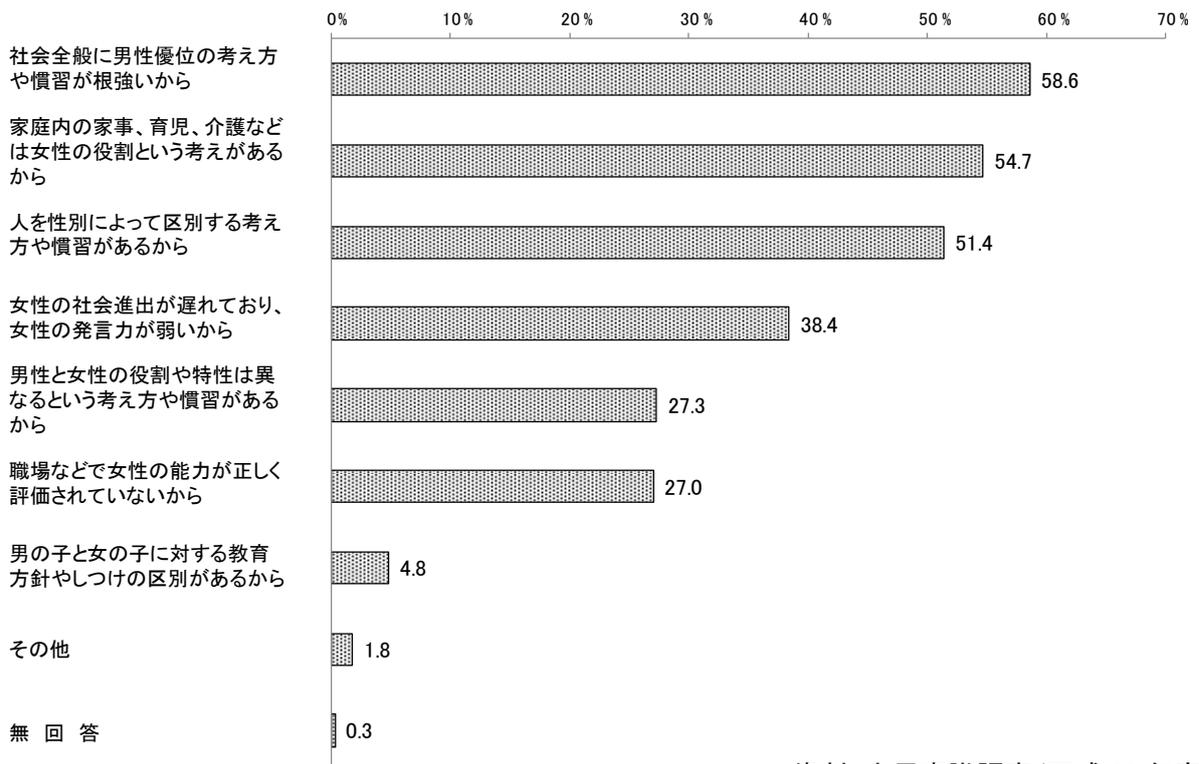
＜男女共同参画を進める必要性とその理由＞

問4 男女共同参画を進める必要があるか



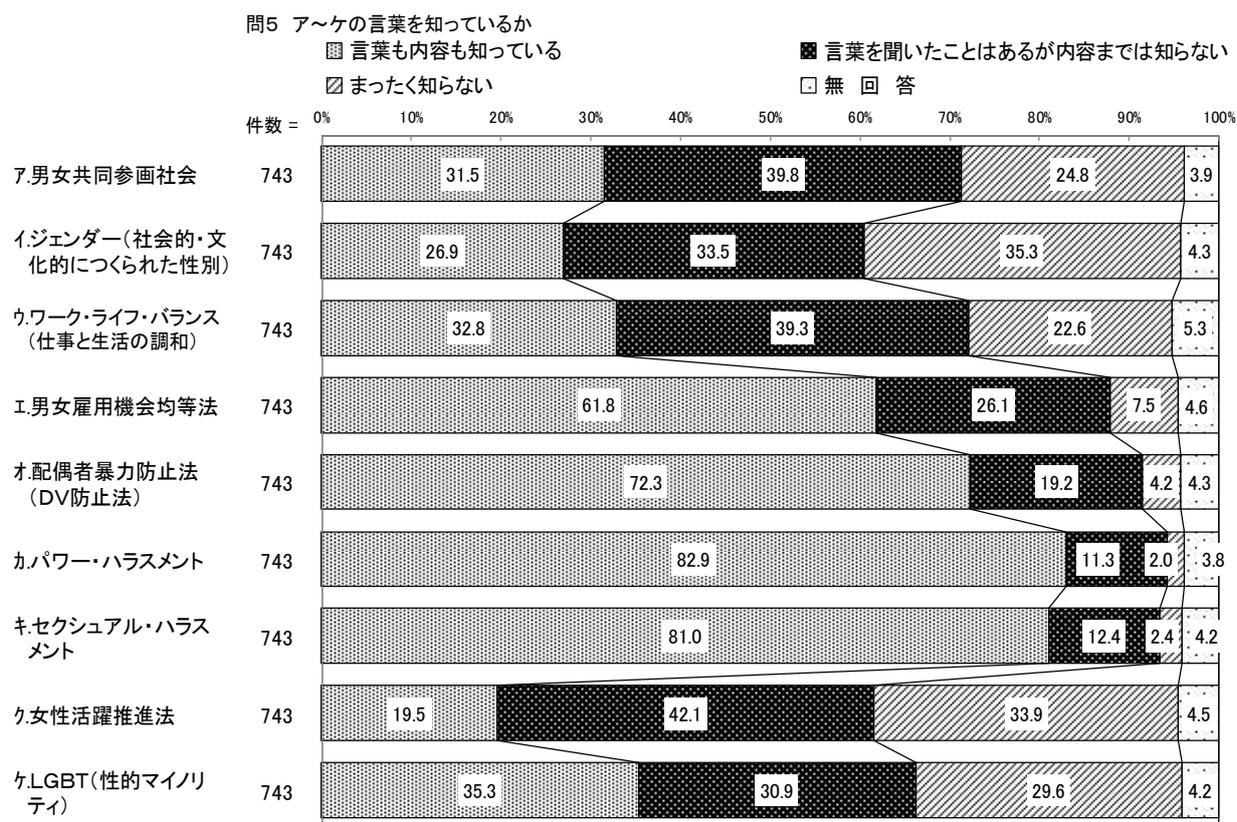
問4-2 男女共同参画を進める必要がある理由〔複数回答〕

件数 = 333



資料：市民意識調査（平成 29 年度）

＜男女共同参画社会に関する用語の認知度＞



	言葉も内容も知っている	言葉を聞いたことはあるが内容までは知らない	合計(認知度)
ア. 男女共同参画社会	31.5%	39.8%	71.3%
イ. ジェンダー(社会的・文化的につくられた性別)	26.9%	33.5%	60.4%
ウ. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	32.8%	39.3%	72.1%
エ. 男女雇用機会均等法	61.8%	26.1%	87.9%
オ. 配偶者暴力防止法(DV防止法)	72.3%	19.2%	91.5%
カ. パワー・ハラスメント	82.9%	11.3%	94.2%
キ. セクシュアル・ハラスメント	81.0%	12.4%	93.4%
ク. 女性活躍推進法	19.5%	42.1%	61.6%
ケ. LGBT(性的マイノリティ)	35.3%	30.9%	66.2%

資料: 市民意識調査(平成 29 年度)

【施策の方向】

(1) 男女共同参画に関する意識啓発の充実

- ①男女共同参画の視点や方策を市広報・市ホームページ・回覧等を活用して、積極的に市民に示し、男女共同参画に関する理解を深めるための啓発を継続して行います。(企画政策課)
- ②固定的な性別役割分担意識の見直しや男女共同参画に関する講演会や講習会などを開催し、市民の参加を促進します。(企画政策課)
- ③市民意識調査等を実施し、男女平等意識など市民の意識や生活実態の把握に努めます。(企画政策課)

(2) 慣習・慣行の見直し

- ①男女共同参画の視点から、行政文書等の見直しを行い、性区別表現等を改めま
す。(総務課・全課)

(3) 人権尊重意識の啓発

- ①人権を尊重する啓発活動や人権侵害に対する相談等の充実を図ります。(市民課)
- ②女性や子ども等の人権の尊重と、性的多様性を踏まえたLGBTに関する正しい理解などについての啓発を行います。(市民課・企画政策課)
- ③外国籍の市民の生活の利便性を確保するため、手続等の書き方や市からの情報等について、外国語表記の案内やパンフレットの整備を、庁内の関係課に働きかけます。(企画政策課)



【具体的な施策】

(1) 男女共同参画に関する意識啓発の充実	
①男女共同参画に関する啓発	「広報さんむ」等を活用した男女共同参画に関する情報提供、啓発の推進 各種啓発パンフレットの提供・活用
②男女共同参画に関する講習会の開催	講習会などの開催
③市民意識調査等の実施	市民意識調査等により男女平等意識など市民の意識や生活実態を把握
(2) 慣習・慣行の見直し	
①表現の見直し	行政文書等における男女共同参画に配慮した表現への見直し
(3) 人権尊重意識の啓発	
①人権尊重に関する啓発	人権尊重パンフレットの配布等による啓発 人権相談の充実、関係機関との連携強化 人権講座（小学生対象・年16回） 人権相談（月4回）
②性的多様性に関する啓発	LGBT等性的少数者に関する正しい理解の啓発
③外国籍の市民の生活利便性の向上	外国語（併記）刊行物等の整備

【主な指標】

指標項目	平成29 (2017)年度	平成35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
市広報紙での男女共同参画に関する啓発	年1回	年1回	
男女共同参画に関する講習会の開催	年0回	年1回	職員向け研修を含む。
人権講座の開催	年16回	年16回	
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない人」の増加	73.3%	75.0%	まちづくりアンケート 施策基本事業評価表

基本的施策2 男女共同参画推進のための教育の推進

【現状と課題】

人の意識や価値観、男女共同参画の意識は、幼少期から形成されるものであり、子どもの頃からの家庭や学校などでの学習が大きな役割を担っています。家庭や地域において、大人になってから男女共同参画に関する認識を知る・学ぶ機会も重要といえます。

また、市民意識調査の男女の地位では、学校教育の場は平等感が高くなっており、教育指導のみでなく、学校の日常生活や行事においても、性差にとらわれず、男女共同参画の視点に立って、様々な取組みが進められています。学校教育の場で引き続き取り組むとともに、社会教育活動を通して、意識改革に努めていく必要があります。

＜課題まとめ＞

子どもの個性・可能性を伸ばす教育を推進し、男女共同参画の意識づくりを行うとともに、家庭・地域においても男女共同参画意識の醸成を図るためのきっかけや学習の場が必要です。

＜男女の地位の平等感（再掲）＞

	平等(今回)	平等(前回)
ア. 家庭生活の場	38.2%	26.0%
イ. 学校教育の場	55.2%	56.5%
ウ. 職場	29.1%	17.0%
エ. 政治や政策決定の場	17.1%	17.4%
オ. 地域活動の場	35.5%	36.3%
カ. 社会通念や慣習など	19.8%	15.3%
キ. 法律や制度上	37.8%	40.0%
ク. 男性の意識の中	19.8%	17.3%
ケ. 女性の意識の中	24.3%	22.6%

資料：市民意識調査
(今回)平成 29 年度
(前回)平成 19 年度

【施策の方向】

（１）学校における男女共同参画に関する教育の推進

- ①男女共同参画の視点に立った教育を推進します。（学校教育課・子育て支援課）
- ②性について正しく理解されるよう、児童・生徒の発達段階に応じた思春期保健（性教育など）を推進します。（学校教育課・健康支援課）
- ③全小中学校で男女混合名簿などを取り入れており、引き続き男女共同参画の視点に立った学校運営や慣習の改善を図ります。（学校教育課）
- ④児童・生徒が性別にとらわれることなく多様な進路の選択ができるよう、適切な指導に努めます。（学校教育課）

（２）社会教育における男女共同参画に関する学習機会の充実

- ①まちづくり出前講座や各種生涯学習活動等を通して、男女共同参画に関する学習の機会を確保し、市民の参加を促進します。（生涯学習課・市民自治支援課）
- ②男性が家事や育児、介護等の生活技術を習得することができるように、学習や体験機会の充実を図ります。（健康支援課・子育て支援課・高齢者福祉課）
- ③家庭での男女共同参画の意識づくりや生活の自立を促進する家庭教育講座・学級を開催します。（生涯学習課）
- ④男女共同参画に関する活動に積極的に取り組んでいる各種団体の活動支援に努めます。（企画政策課）



【具体的な施策】

(1) 学校における男女共同参画に関する教育の推進	
①男女共同参画の視点に立った教育の推進	教職員の研修の充実
②思春期保健の推進	思春期教室（赤ちゃんふれあい体験教室等）の実施 性教育講座の実施
③男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	男女共同参画の視点に立った学校運営
④進路指導の推進	子ども一人ひとりにあった多様な選択ができる進路指導の推進
(2) 社会教育における男女共同参画に関する学習機会の充実	
生涯学習や家庭教育での学習機会の充実	まちづくり出前講座・公民館講座、各種講座の開催、家庭教育学級・家庭教育講座等、生涯学習情報の周知と各種講座の参加促進 家庭教育学級新聞の発行による情報の提供、家庭教育相談員による相談の実施

【主な指標】

指標項目	平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
市内小中学校の思春期教室・性教育講座実施率	78.9%	100%	市内全小中学校からみた講座等実施校
家庭教育学級の開催	各学校等 年 2 回以上	各学校等 年 2 回以上	家庭教育学級各学校等 2 回以上 その他、家庭教育講座 5 回

基本的施策3 あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】

【現状と課題】

個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、身体への暴力ばかりではなく、精神的、性的な暴力など様々な形で人の暮らしに大きく影響しています。特に、DVや親しい間柄にある若者の間の暴力であるデートDV*1、ストーカー（つきまとい）行為等は、潜在的で表面化しにくい面が問題を深刻にしています。また、子どもや高齢者・障がい者などへの虐待行為も大きな社会問題となっています。

これに対応して、DV防止法の施行により、市民のDVや虐待に対する認識は高まってきており、DVに対する相談体制の充実等が図られていますが、今後も男女共同参画を進める上で克服していかなければならない課題です。

市民意識調査では、各種ハラスメントやDVの用語の認知度は高くなっています（P18 参照）。一方で、実際にハラスメントやDVを受けたことについては、配偶者や交際相手から身体的、精神的な暴力を受けたという回答がみられます。また、DVに関して相談先は警察と回答する人が多いものの、DV等を受けたことがある回答者では、相談するほどのことではないと思ったという理由で相談していないことが多いことがわかりました。また、近年はDV・児童虐待・高齢者虐待の相談件数が増加傾向にあります。

本市では、DVの発生や子ども、高齢者及び障がい者への虐待を未然に防ぎ、必要な支援に対応できるように、関係課のネットワーク体制を確保して迅速な相談支援機能の充実に努めています。また、地域では市民の参画により見守り活動やパトロールが日常的に行われており、このような虐待やDV防止につながる活動を継続していく必要があります。

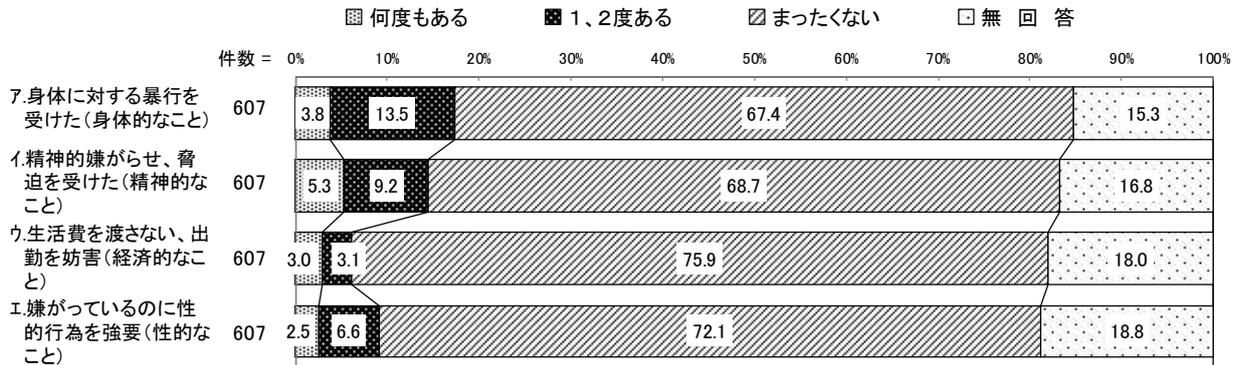
<課題まとめ>

職場だけではなく、学校や地域活動の場において、DVに関する適切な啓発活動を幅広く行うことや相談体制を充実させ、DV被害者の保護とその後の生活再建などへの対応を図る必要があります。

*1 デートDV: 恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)の一方から他方に対して振るわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。

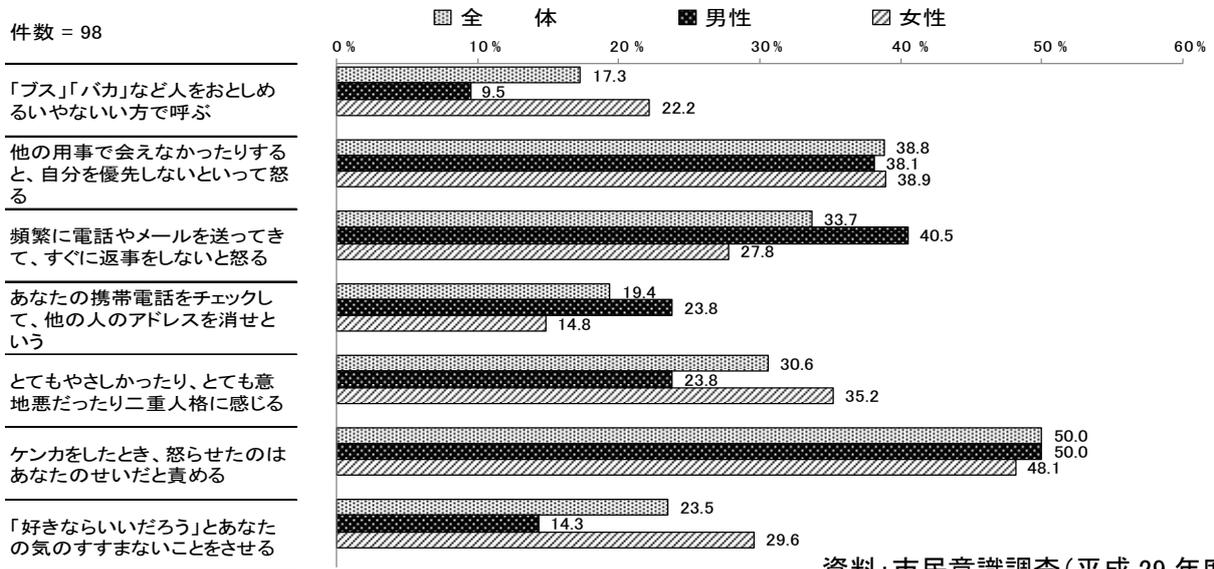
＜暴力を受けたこと＞

問17 配偶者等から暴行を受けたこと



資料:市民意識調査(平成29年度)

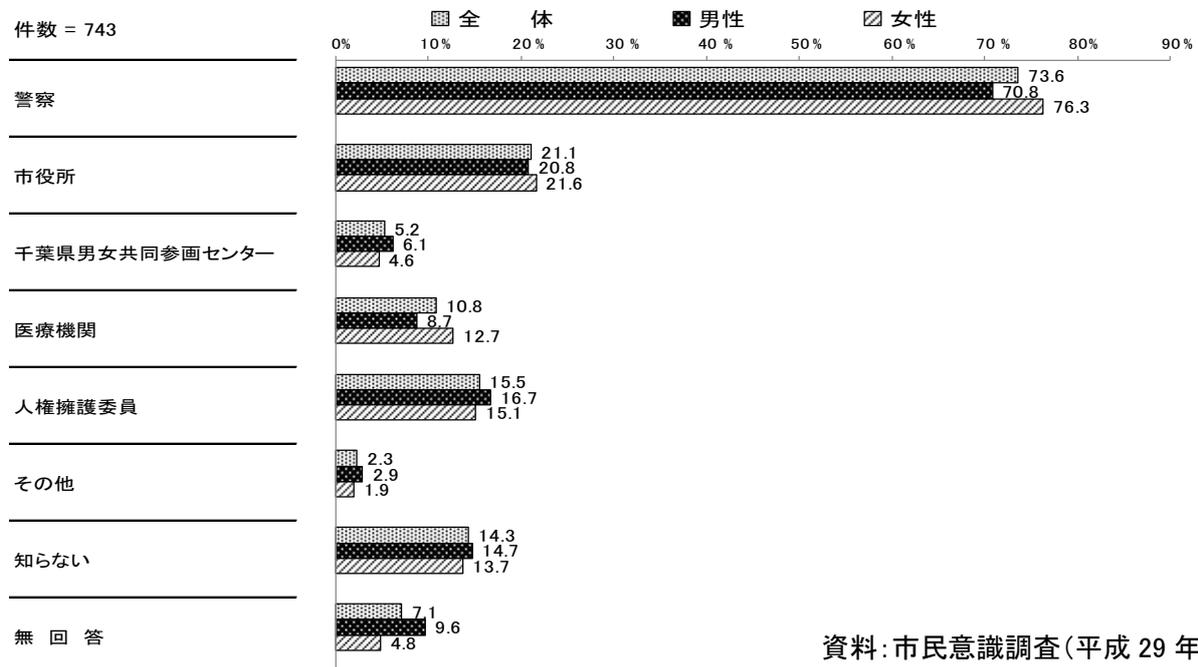
問15 交際相手からされたこと[複数回答]



資料:市民意識調査(平成29年度)

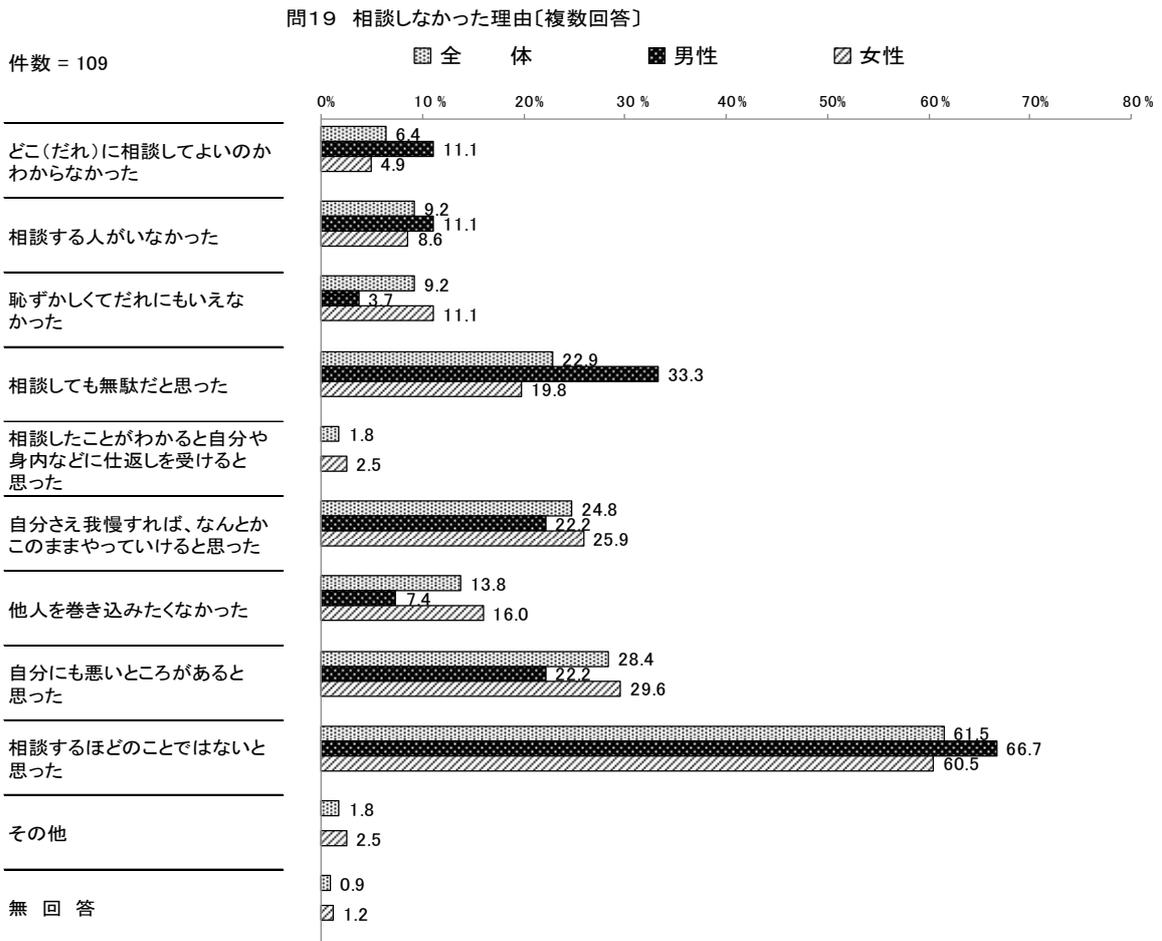
＜暴力を受けたときの相談機関＞

問16 暴力を受けたときの相談機関[複数回答]



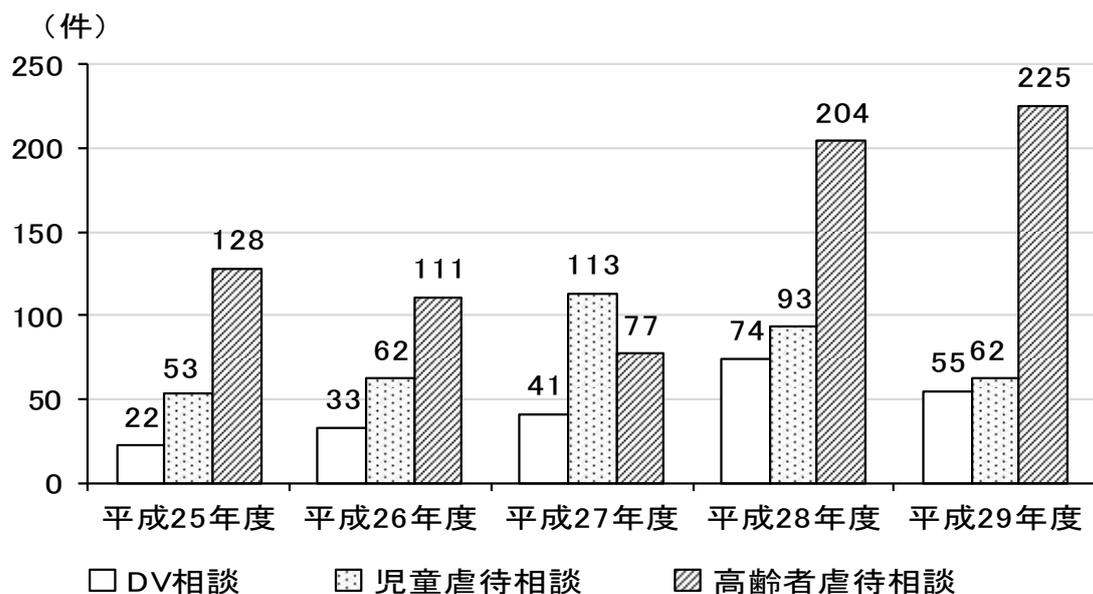
資料:市民意識調査(平成29年度)

<相談しなかった理由>



資料: 市民意識調査(平成29年度)

<DVや虐待に関する相談状況>



資料: 健康支援課・子育て支援課・高齢者福祉課

【施策の方向】

(1) あらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくり

- ①DVに関する適切な理解を深めるための啓発を様々な機会を通じて行うとともに、DVの未然防止に向けて相談窓口等の情報提供を継続して行います。
(子育て支援課・企画政策課)
- ②男女の人権を保障する視点から、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反した性的嫌がらせ)、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメントの防止、女性や子ども等の性の商品化の防止に向けた啓発に努めます。(市民課・企画政策課)
- ③児童虐待の防止、早期発見のため、家庭相談員等による個別相談など適切な対応に努めます。さらに、児童虐待に対する各機関の共通認識を深め、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を一層強化します。(子育て支援課)
- ④高齢者・障がい者への虐待防止対策を推進します。高齢者への虐待防止に向けては、地域包括支援センターが様々な主体と連携しながら対応し、障がい者への虐待防止は市役所窓口障がい者虐待防止センターを設置し、相談等に適切に対応します。(高齢者福祉課・社会福祉課)
- ⑤乳幼児健診や相談事業後のカンファレンス、乳幼児健診未受診者の把握と家庭訪問を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。(健康支援課)
- ⑥地域の見守り活動の充実や防犯灯の増設を進め、犯罪防止と地域安全に努めます。(市民課)
- ⑦PTA等と協力し、安全な登下校への取組みを推進します。(学校教育課)

(2) DV被害者等に対する支援体制の充実

- ①市役所や山武健康福祉センター、千葉県女性サポートセンター等のDV相談窓口について広報活動を実施し、DV被害者が安心して相談できる環境整備に努めます。(子育て支援課)
- ②DV被害者の緊急時における安全を確保するため、一時保護の支援を行います。
(子育て支援課)
- ③DV及び児童虐待被害者が安定した生活を送れるよう、支援体制の整備や関係機関との連携を強化します。(子育て支援課)
- ④関係機関と連携し、虐待等により緊急保護が必要な高齢者・障がい者に対応します。(高齢者福祉課・社会福祉課)

【具体的な施策】

(1) あらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくり	
①DV防止に向けた啓発	DV防止に関するパンフレット等の配布による情報提供 相談窓口の周知
②各種ハラスメント防止に向けた啓発	市職員・教職員に対する啓発 市民・事業所に対する啓発
③児童虐待防止対策	児童虐待防止・予防対策の推進
④高齢者・障がい者への虐待防止対策	高齢者・障がい者への虐待防止対策の推進
⑤健診・家庭訪問等による見守り活動	乳幼児健診未受診者への家庭訪問 乳幼児健診、相談事業後の対応
⑥地域安全活動	防犯パトロールの実施 防犯灯・LED防犯灯の増設・設置 児童・生徒の安全確保のための見守り活動
⑦地域での見守り活動	下校時のパトロール・見守り活動 防災無線での見守りの呼びかけ
(2) DV被害者等に対する支援体制の充実	
①DV相談体制の環境整備	婦人相談員等の配置 相談窓口についてのパンフレット等による周知
②被害者の緊急保護	関係機関と連携し、被害者に適切な支援を行うとともに、状況に応じて一時保護の支援の実施 被害者の心のケア
③被害者の支援の推進	関係機関と連携し、被害者の自立支援の実施 要保護児童対策地域協議会の開催 子ども家庭総合支援拠点の運営
④高齢者・障がい者虐待対策の推進	地域包括ケアシステムの構築 地域の見守り活動の推進 地域ケア会議でのケース検討と対応

【主な指標】

指標項目	平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
防犯パトロールの実施	週 1 回	週 2 回	
DV防止に関する広報及び啓発	年 1 回	年 1 回以上	
DV防止マニュアルの作成	未作成	作成	

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の環境づくり

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の環境づくり

基本的施策

4 支え合いの家庭づくり

- (1) 家庭における男女共同参画の促進
- (2) 家事に対する意識改革の促進

5 活力ある地域づくり

- (1) 地域の慣習等の見直しと女性の地位向上
- (2) 地域活動における男女共同参画の促進



基本的施策4 支え合いの家庭づくり

【現状と課題】

核家族化や地域の人間関係の希薄化などにより、育児や介護等の機能低下や家族の孤立といった様々な問題が引き起こされ、これまで家族や家庭が果たしてきた役割や機能が変化してきています。

家庭生活においては、誰もが家族の一員であることを自覚し、男女が共に協力し合うことが大切です。従来、女性が中心となり担ってきた家事や育児、介護等に男性も積極的に携わり、共に支え合うことが必要です。

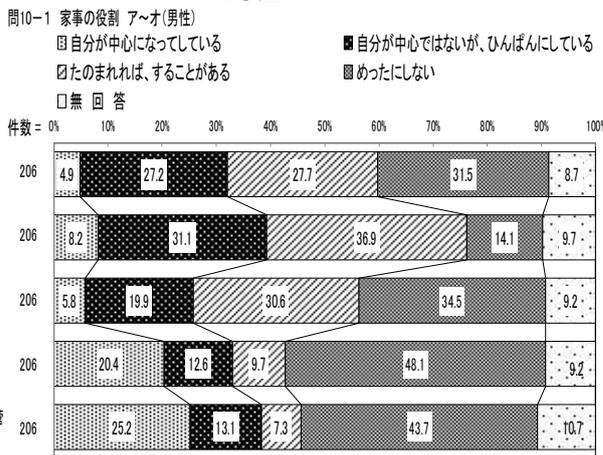
家事の役割に対する考えについて男女別にみると、「現状通りでよい」は男性が59.7%ですが、女性は45.3%と少なくなっています。「相手にも家事に協力をしてほしい」は女性で41.0%と多くなっています。

＜課題まとめ＞

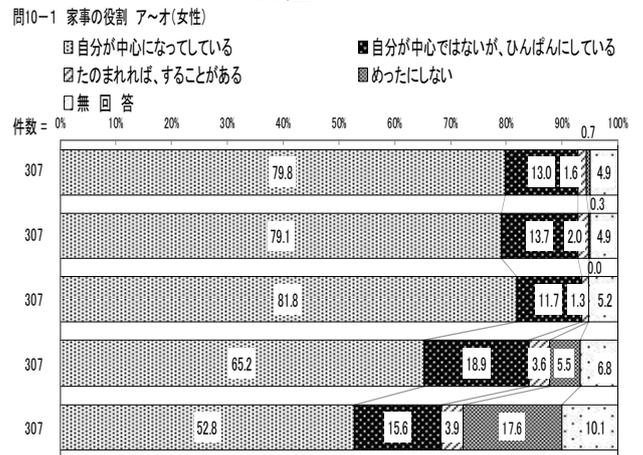
家族一人ひとりが家庭の大切さを認識し、家事や育児、介護等を男女が共に担うという意識啓発や男性の学習機会の充実、家庭内で話し合う機会づくりなどを含めて意識の醸成を図ることが必要となっています。

＜家事の役割の現状と役割に対する考え＞

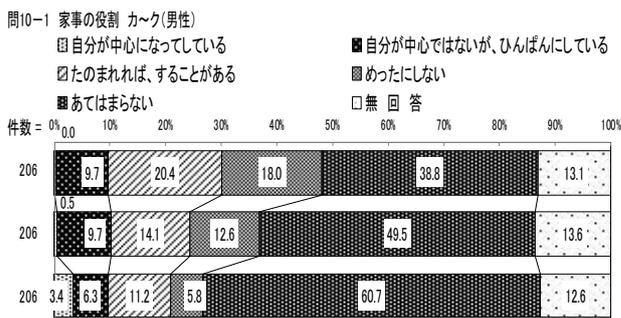
＜男性＞



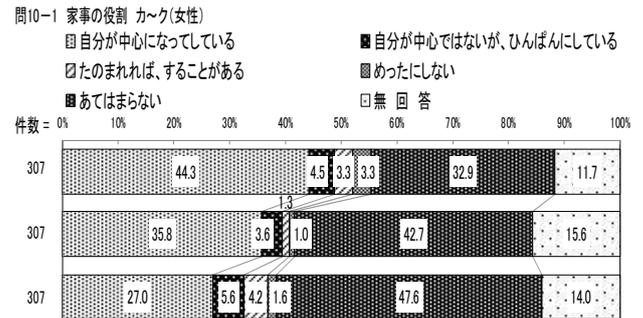
＜女性＞



＜男性＞

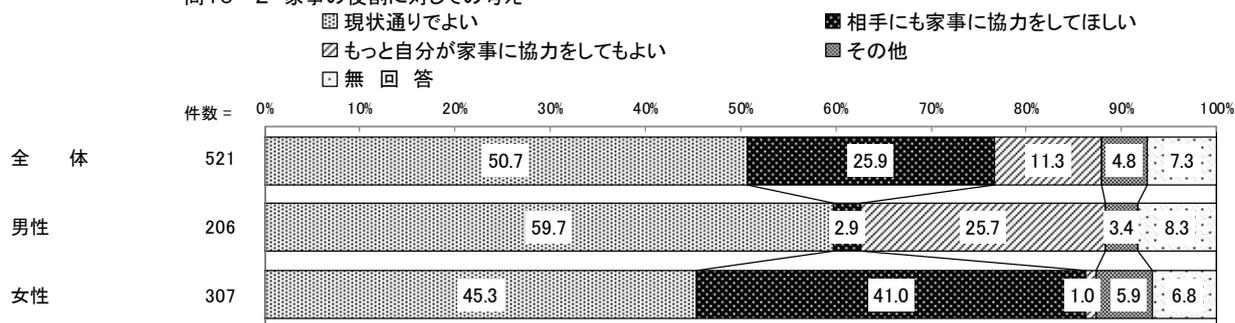


＜女性＞



資料：市民意識調査(平成29年度)

問10-2 家事の役割に対する考え



資料: 市民意識調査(平成 29 年度)

【施策の方向】

(1) 家庭における男女共同参画の促進

- ①男女が分担・協力し合って家事と労働を共に担う意識の浸透を図るため、パパママサロン等の機会を活用したり、パンフレット等で共に築く家庭生活について啓発します。(健康支援課・企画政策課)
- ②家族の対話を深め、男女がお互いの人格を尊重し合うことができるよう、意識の啓発に努めます。また、家族が協力し合って家事や育児、介護等に取り組むことができるよう、男性の参画を促進します。(生涯学習課・子育て支援課・高齢者福祉課)

(2) 家事に対する意識改革の促進

- ①家庭での男女共同参画の実践を広げていくため、家事、育児、介護等に関する講座を開催します。講座開催については、周知方法を検討して幅広い年代の市民の参加を促進します。(健康支援課・子育て支援課・高齢者福祉課・企画政策課)

【具体的な施策】

(1) 家庭における男女共同参画の促進	
①家事等への男性の参画促進	パパママサロンの開催等による家庭における男女共同参画の促進
②家事分担に関する啓発	パンフレット等による家事等への男性参画意識づくりの啓発
(2) 家事に対する意識改革の促進	
①家事・育児、介護等に関する講座等の開催	まちづくり出前講座、家庭教育学級・家庭教育講座等の開催 パパママサロンでの講座の実施 家族介護支援等地域包括センター事業での実施、ヘルパー養成講座やボランティア養成講座等の紹介

【主な指標】

指標項目	平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
パパママサロンの開催回数	年 3 コース	年 3 コース	
家庭教育学級の開催（再掲）	各学校等 年 2 回以上	各学校等 年 2 回以上	家庭教育学級 各学校等 2 回 以上 その他、家庭教 育講座 5 回
男性が家事・育児に積極的に参加している割合	40.1%	45.0%	まちづくりア ンケート 施策基本事業 評価表



基本的施策5 活力ある地域づくり

【現状と課題】

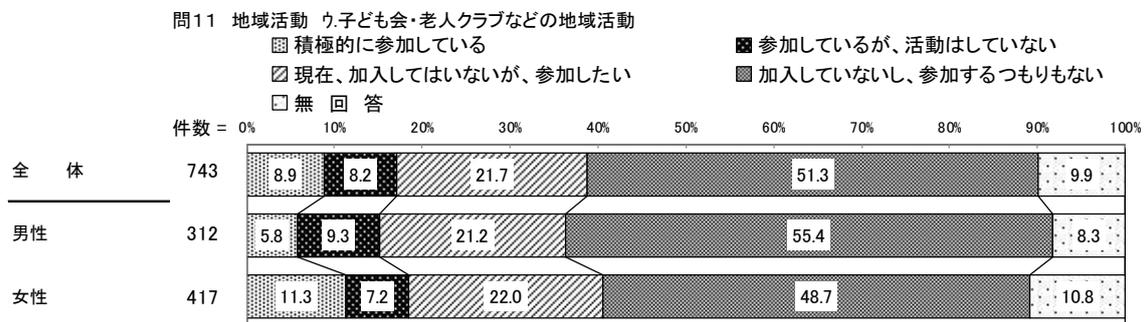
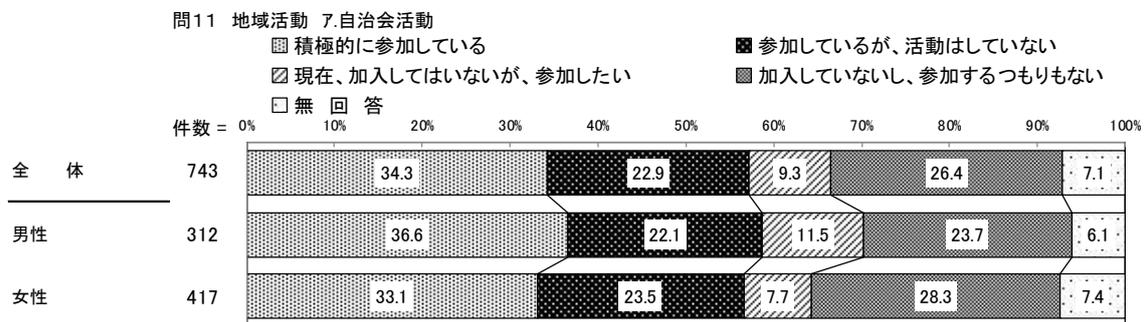
市民生活に身近な家庭や地域における男女共同参画の取組みは、地域活動の活性化や魅力ある地域づくりに特に重要です。これまで、市内では、町内会や子ども会、ボランティア、趣味・学習のサークルなど様々な活動が行われています。

市民意識調査では、自治会活動への男性の参加率は高いものの、趣味活動への参加は少ない状況です。また、男女共同参画を進めるために地域で「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」、「地域活動やボランティア活動についての情報提供を充実すること」が必要という意見が多くみられ、このような工夫をすることで、参画が進むことが期待できます。

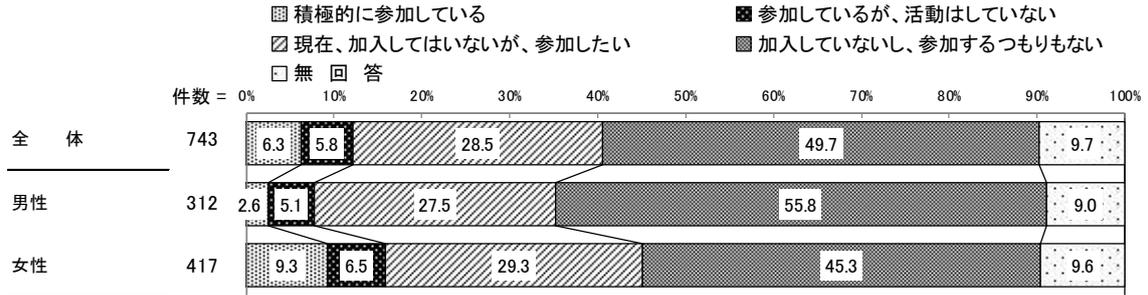
<課題まとめ>

様々な活動への男女の参画が進み、男性や幅広い世代の活動範囲の拡大などを図り、魅力ある地域づくりを目指すことが求められています。

<地域活動への参加状況>

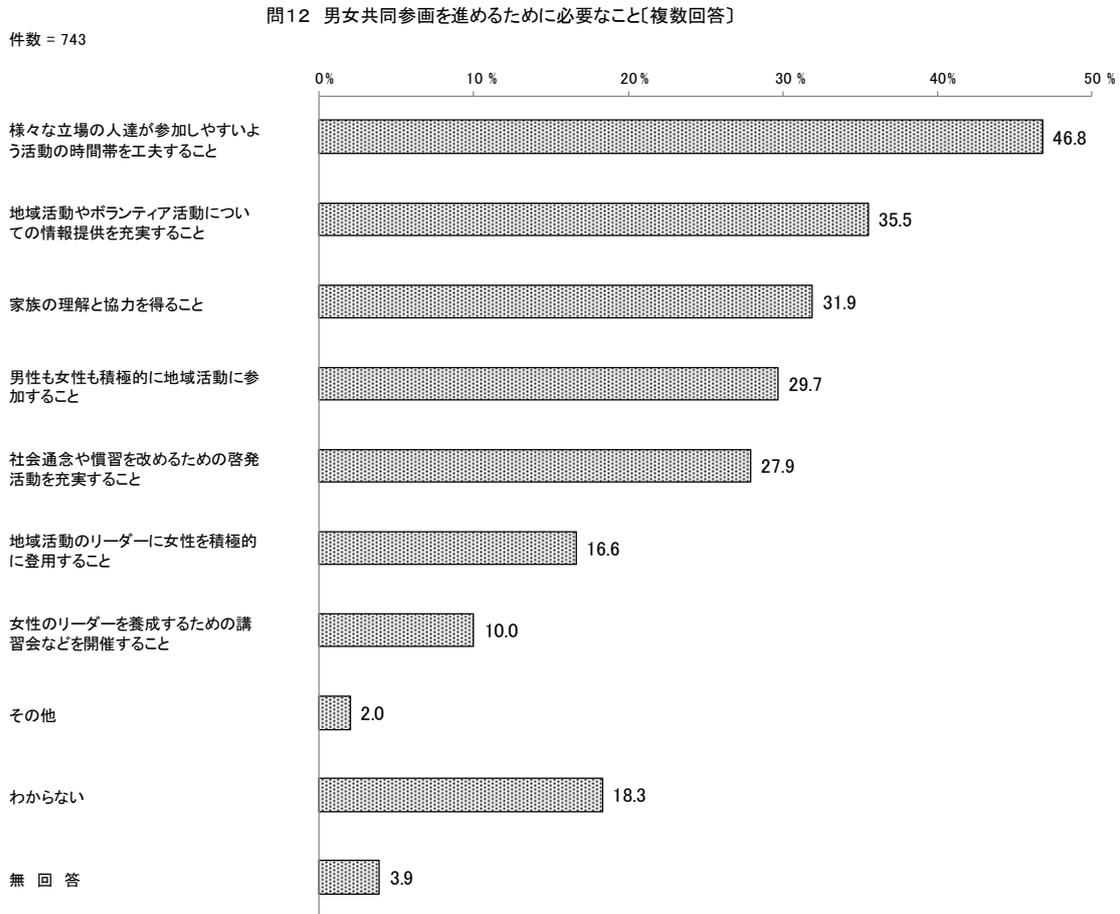


問11 地域活動 エ音楽・読書などの趣味の活動



資料：市民意識調査(平成 29 年度)

<地域活動への男女共同参画を進めるために必要なことについて>



資料：市民意識調査(平成 29 年度)

【施策の方向】

(1) 地域の慣習等の見直しと女性の地位向上

- ①性別や年齢に関わらず、誰もが地域における様々な活動に参加し、暮らしやすい地域をつくるため、地域の中にある慣習・慣行等をよりよいものに見直し、女性の参画を促進します。(市民課)
- ②家庭、職場、地域で、性別により結果的に平等に機能していない慣習、慣行の見直しについての啓発を行います。(企画政策課)

(2) 地域活動における男女共同参画の促進

- ①地域活動等に積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援するとともに、地域活動における男女共同参画の推進の重要性についてさらに周知し、参画を促進します。また、地域活動への参画が進むよう、地域団体等へ働きかけます。(市民自治支援課)
- ②地域活動やボランティア活動に気軽に参画できるよう、情報提供や学習機会への提供を図ります。(市民自治支援課)
- ③地域で活動している女性が地域のリーダーとして活躍できるような、社会的機運の醸成を図ります。(企画政策課)

【具体的な施策】

(1) 地域の慣習等の見直しと女性の地位向上	
①地域活動の推進	地域の慣習・慣行を見直し、誰もが参加しやすい地域活動の推進
②家庭・職場・地域の慣習・慣行の見直し	男女共同参画に係る家庭、職場、地域での慣習・慣行の見直し促進
(2) 地域活動における男女共同参画の促進	
①市民団体の活動支援	市民団体への支援 市民活動の活性化 市民提案型交流のまちづくり推進事業
②地域活動に関する情報提供	地域活動、ボランティア活動に関する情報提供
③地域リーダーの育成	地域リーダー養成講座等

【主な指標】

指標項目	平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
市民提案型交流のまちづくり推進事業の応募数	年 4 件	年 4 件	
地域まちづくり協議会の設置数	2 組織	4 組織	
あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合	21.8%	25.0%	まちづくりアンケート 施策基本事業 評価表



基本目標3 男女が共に参画し活躍する社会づくり

基本目標3 男女が共に参画し活躍する社会づくり

基本的施策

6 政策・方針決定過程への男女の参画推進 【女性活躍推進計画】

- (1) 審議会・委員会等への女性の参画促進
- (2) 行政機関での女性の参画促進

7 女性の人材育成【女性活躍推進計画】

- (1) 学習・啓発機会の提供
- (2) 人材育成のための情報提供

8 男女の働く環境づくりの推進【女性活躍推進計画】

- (1) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保
- (2) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 働き続けられる環境の整備
- (4) 農業・自営業等に従事する女性への支援



基本的施策6 政策・方針決定過程への男女の参画推進

【女性活躍推進計画】

【現状と課題】

男女共同参画を進め、活力ある社会をつくっていくためには、様々な分野での政策・方針決定の過程から、男女が共に参画し、様々な意見を反映させて、よりよい方向に改善していくことが重要です。そして、男女があらゆる分野において共に責任を果たすとともに、その利益を享受するためには、市行政が地域に先駆けて政策決定の場への男女の参画を促進し、また、事業所や行政等の組織内部での昇進や昇格、人事評価において、男女が平等に評価され、男性が優遇されているという認識を解消していく必要があります。

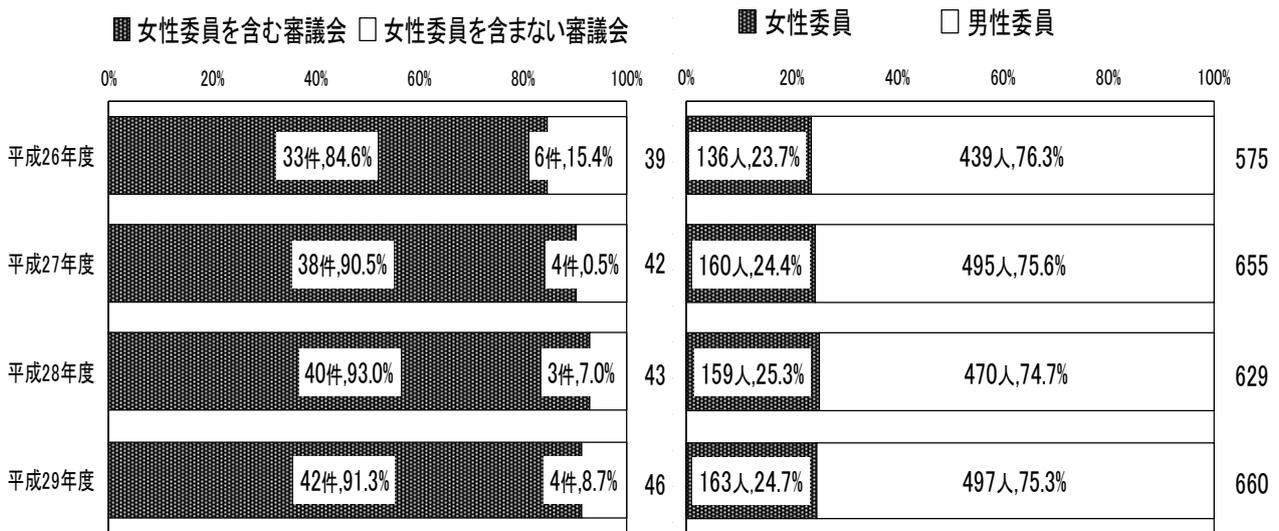
本市は、審議会等における女性委員登用率の目標を 33.3%として、「山武市審議会等委員への女性登用推進指針」のとおり、積極的な女性委員の登用に努めてきました。女性のいない審議会等は減少傾向にあり、平成 29 年度には9割を超える審議会等が、男女で構成されています。一方、審議会等の委員数は、平成 27 年度以降 160 人前後に増加していますが、委員総数に占める女性委員比率は、25%前後となっています。また、市の管理職（課長補佐級職以上）への女性登用率の目標を 33.3%として取り組んできたところであり、平成 29 年度は 28.75%となっています。今後も、審議会委員や管理職への女性の登用に取り組み、様々な場面での活躍を促進していく必要があります。

<課題まとめ>

女性の視点や意見を反映させて、行政における政策決定の場や様々な分野において、女性が関心をもって参画できるように促進していくことが重要です。

また、行政内部における男女共同参画の意識啓発を行い、市内の模範となるように、職場の働きやすい環境づくりを進めることが求められます。

＜審議会等の女性委員の参画状況＞



資料：内閣府地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況より作成

【施策の方向】

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

- ①女性の意見や視点を市政により一層反映させるため、審議会・委員会等の委員への女性の積極的登用に努めます。また、女性委員のいない審議会等の解消に努め、多くの女性の参画を促進します。(企画政策課)
- ②各種団体の役職者に女性の登用が図られるよう、啓発します。(企画政策課)
- ③あらゆる機会を利用して、政治・行政に対する市民の関心を高めるための啓発等に努めるとともに、女性の視点やアイデアを施策や事業へ活用できるよう促進します。(企画政策課)

(2) 行政機関での女性の参画促進

- ①個人の能力、適性に応じた職員配置を図ります。また、職員研修への参加を促進します。(総務課)
- ②職員の能力を積極的に評価し、女性管理職への登用を図ります。(総務課)

【具体的な施策】

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進	
① 審議会等への女性の参画促進	審議会委員への登用 農業委員への積極的な登用
② 各種団体の女性の参画促進	各種団体活動への女性の参画促進
③ 女性の参加促進に向けた市民への啓発と女性の視点を取り入れた施策等の促進	女性の参画促進に関する市民への啓発 女性の視点を取り入れた意見の施策等への反映
(2) 行政機関での女性の参画促進	
① 適性に応じた職員配置と職員研修の推進	男女共同参画に関する職員研修の実施 適正に応じた職員配置
② 女性管理職の登用促進	女性管理職の登用のための環境づくり

【主な指標】

指標項目	平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
審議会等における女性委員の割合	24.7%	33.3%	
女性管理職の割合（市職員）	28.75%	33.3%	課長補佐級 職以上



基本的施策7 女性の人材育成【女性活躍推進計画】

【現状と課題】

これまで、女性自身が意識を高め、様々な分野への男女の参画を進めていくために、女性の能力発揮（エンパワーメント*¹）に向けた積極的な措置（ポジティブ・アクション*²）が広がりを見せ、様々な場面での参画につながってきました。このように、女性の社会活動への参画が進みつつありますが、一部の職業分野などでは女性の参画が少ないものもあります。

このため、今後も、女性が能力や可能性を発揮できる環境の整備や能力開発への支援を行うとともに、女性の意欲向上を支援するための女性のエンパワーメントや女性リーダー養成講座・講習会に関する情報提供と学習機会の拡充が必要です。

また、近年は女性の視点を取り入れた施策や取組みが好循環を生んでいる商品や事例も多くなっており、さらに多くの市民にこのような動きや情報を届け、実践につなげるようにしていくことが重要です。

＜課題まとめ＞

できるだけ多くの女性が様々な分野に関心をもって参画できるように、女性の学習機会や自己啓発機会の充実と、各分野で活躍する女性の人材情報の収集・提供等を行い、チャレンジ支援を進める必要があります。

【施策の方向】

（1）学習・啓発機会の提供

- ①女性がその能力を十分に発揮して、様々な分野への参画が広がるよう、学習機会や自己啓発機会の拡充を図ります。（企画政策課・わがまち活性課・子育て支援課）

（2）人材育成のための情報提供

- ①各分野で活躍している女性人材を見出し、紹介して市民に啓発するため、人材情報の収集・提供を図ります。（企画政策課）

*¹ エンパワーメント: 力(パワー)をつけること。女性が社会のあらゆる分野において、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画の実現に重要であるという考え方をいいます。

*² ポジティブ・アクション: 積極的改善措置。さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を縮めるため、必要な範囲内で、男女のいずれかに対して参画の機会を積極的に提供することです。

【具体的な施策】

（１）学習・啓発機会の提供	
①女性の学習機会の拡充	起業セミナー・就業支援のための講習会等の情報提供 ひとり親のための職業訓練促進給付金支給事業の推進
（２）人材育成のための情報提供	
①人材に関する情報提供	人材情報の収集・提供

【主な指標】

指標項目	平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
就業支援のための講習会等の女性参加者数	年 3 人	年 5 人	商工会による開催
女性人材リスト等の作成	未作成	作成	



基本的施策8 男女の働く環境づくりの推進【女性活躍推進計画】

【現状と課題】

本市の平成27年の年齢別就業率は、男性は25歳～34歳と55歳～59歳は90%弱、35歳～54歳はほぼ90%を超えて推移しています。女性は25歳～54歳は70%台で、結婚や出産で就業率が低下する傾向は緩やかになっており、25歳以上は平成22年よりも就業率は高くなっています。また、既婚女性の就業率はすべての年齢層で平成27年の方が高くなっています。本市の状況は、千葉県の状況に比べるとM字カーブの谷が緩やかであることから、働きたい人が働き続けられる環境にあると考えられます。

市民意識調査での回答者の就業状況は、現在の仕事場所・勤務先は山武市内が半数近く、ついで千葉市以外の県内が続いています。また、女性の未就業者は就業の条件として、家庭の用事にさしつかえない時間帯で働ける、現在の住まいから通えることが重視されています。雇用環境は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の各種法的整備が進んだことで、男女にとって働きやすい環境に改善されてきています。しかし、市民意識調査では職場の平等感が高いものの、昇進や昇格については男性の方が優遇されているという回答が多く、男女の平等感には差異がみられます。

休業制度では、男性の育児や介護のための休業取得がそれほど進まない状況が考えられ、長時間勤務など勤務体制も含めて、事業所と働く側両方への働きかけが必要です。市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の言葉も内容も知っている割合は全体で32.8%、30歳代以下は40%を超えていますが、60歳代以上は30%を下回っています。また、全年代を通じて働いている人は、ワーク・ライフ・バランスといわれながらも、理想とするバランスと現実では差異があり、特に男性はこれまでも仕事優先の傾向が強いと考えられます。市民意識調査では、仕事と家庭の両立に向けて「育児・介護休業を気がねなく利用できる職場環境をつくる」「育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにする」などが求められています。事業所ヒアリングでは、職場における家庭と仕事の両立支援のため、育児休業や介護休業を申請する方法が定められているという意見がみられるものの、とくにない事業所も多く、職場の環境づくりが必要といえます。

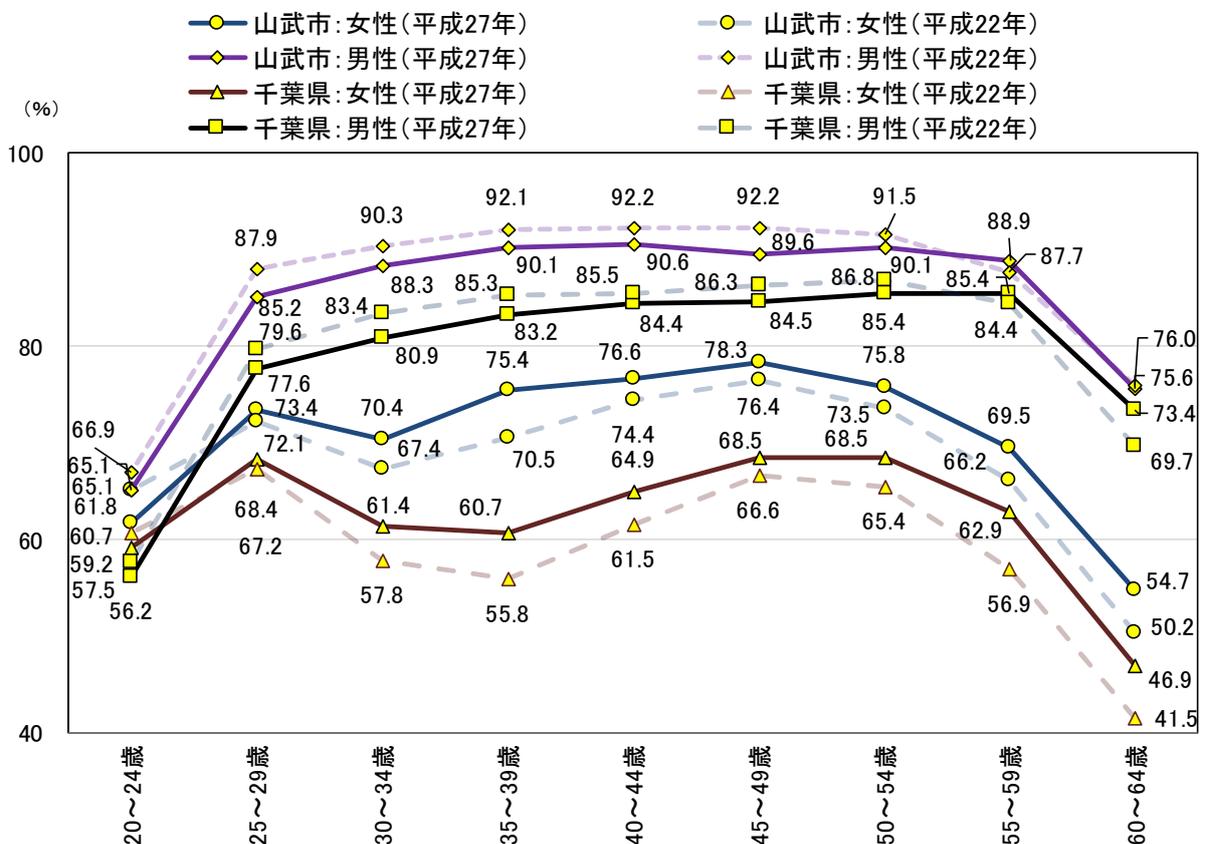
今後は、ワーク・ライフ・バランスを自分の希望するバランスに近づけていくことで、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の子育て・介護・家事への参画の促進等が図られることが期待できます。

本市では、地元の中小企業が活躍できる環境を整えながら、新たな担い手の育成を目指して、さんむエコノミックガーデニングを推進しており、多くの市民や事業者の参画が進んでいます。新規就農者が増える中、農業や自営業を営む家庭や地域の様子も変わってきていますが、仕事と家庭生活の区分けがしにくい環境の中でワーク・ライフ・バランスを調和する難しさは部分的に残っているといます。今後、このような山武市の魅力を再認識し、企業活動の活性化・連携化の取組みにおいても、男女共同参画の視点を取り入れながら進めていくことが重要です。

<課題まとめ>

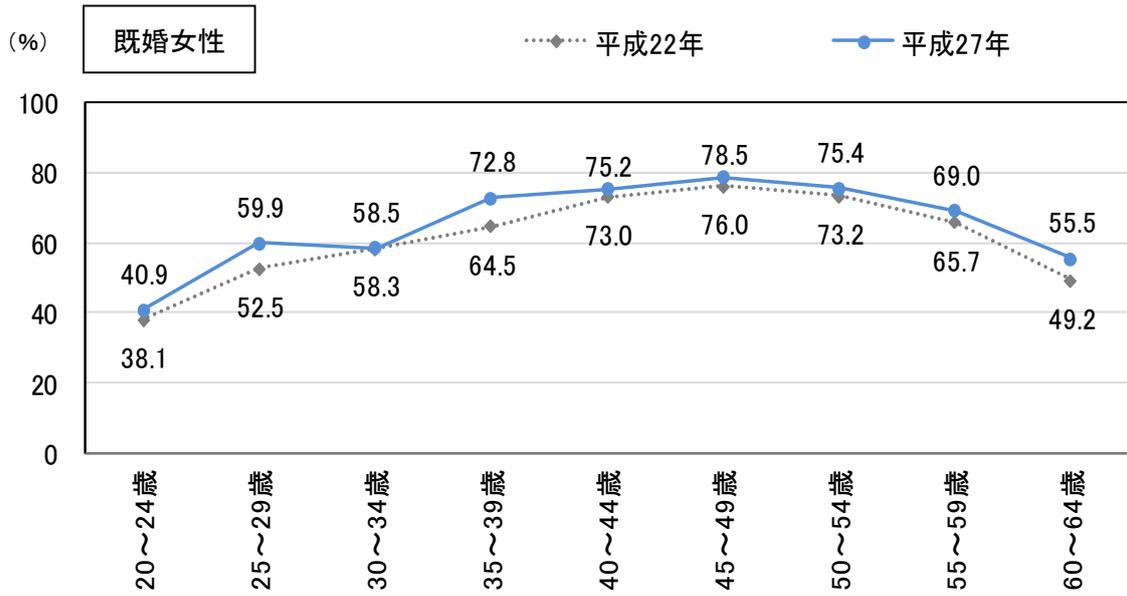
共働き世帯が増える中で、男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、育児休業や介護休業制度を取得しやすい環境づくりに努め、女性が働くことや男女の働き方、ワーク・ライフ・バランスに対して家族や周囲の理解と協力が得られるような意識を形成していく必要があります。あわせて、雇用条件面に加え、交流や地域活動への参加等も含めた働きやすい環境づくりを進めている事業所もみられることから、市内等の事業所の事例紹介と、事業所への啓発を図っていく必要があります。

<山武市と千葉県の実業率の推移>



資料: 国勢調査

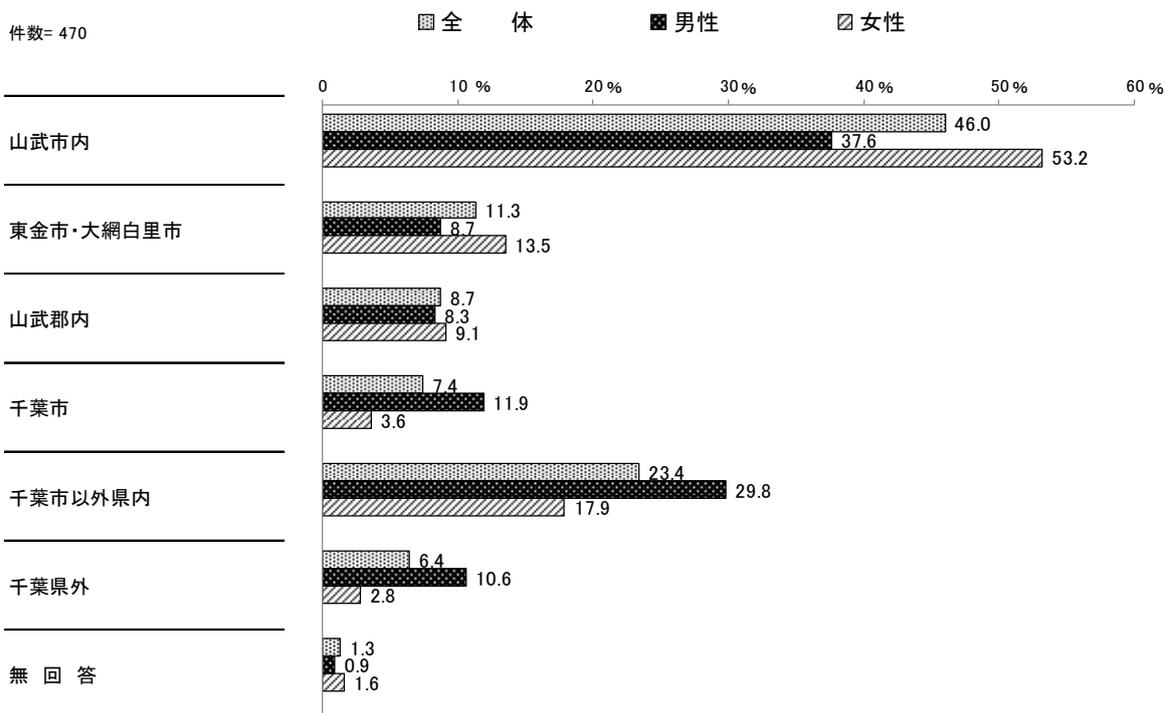
＜山武市の既婚女性における就業率の推移＞



資料：国勢調査

＜勤務先＞

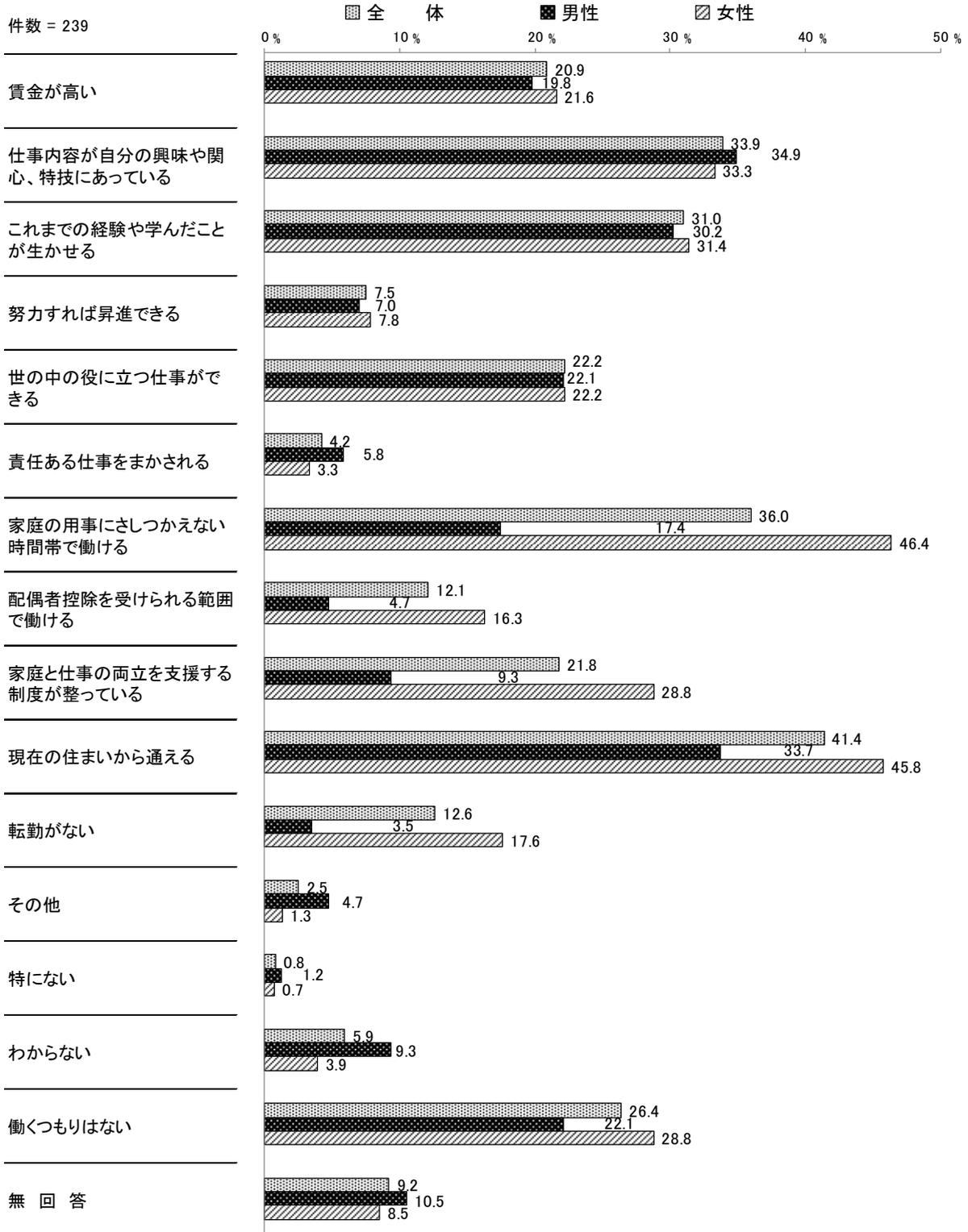
F4-2 仕事場所・通勤先〔複数回答〕



資料：市民意識調査(平成 29 年度)

＜未就業者の就職に当たって優先する条件＞

問8 仕事にどのような条件を重視するか〔複数回答〕

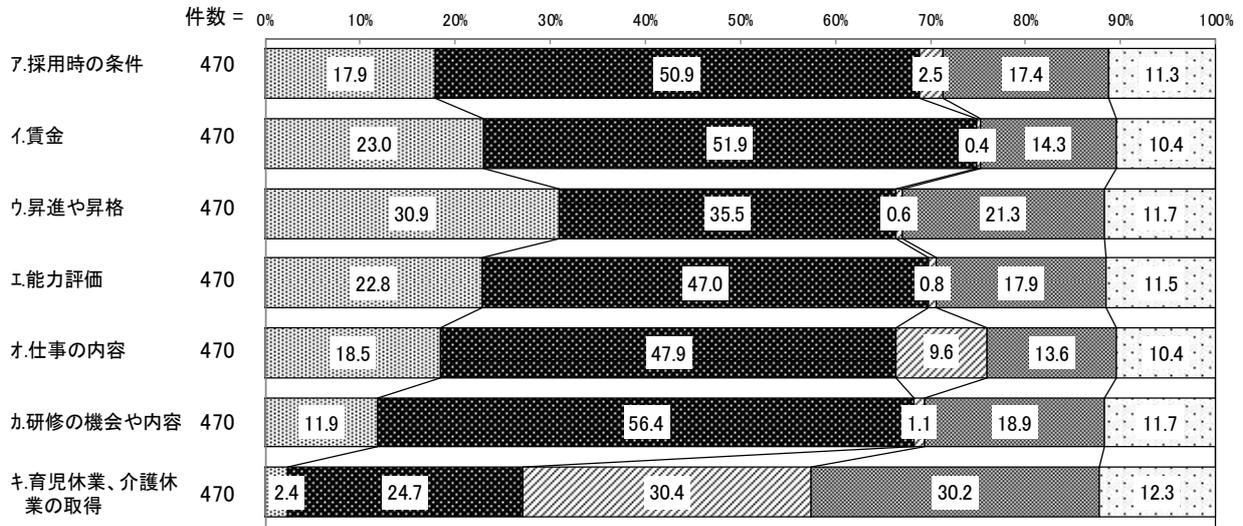


資料：市民意識調査（平成 29 年度）

＜職場の平等感＞

問6 職場

男性の方が優遇されている
 平等
 女性の方が優遇されている
 わからない
 無回答



資料：市民意識調査(平成 29 年度)

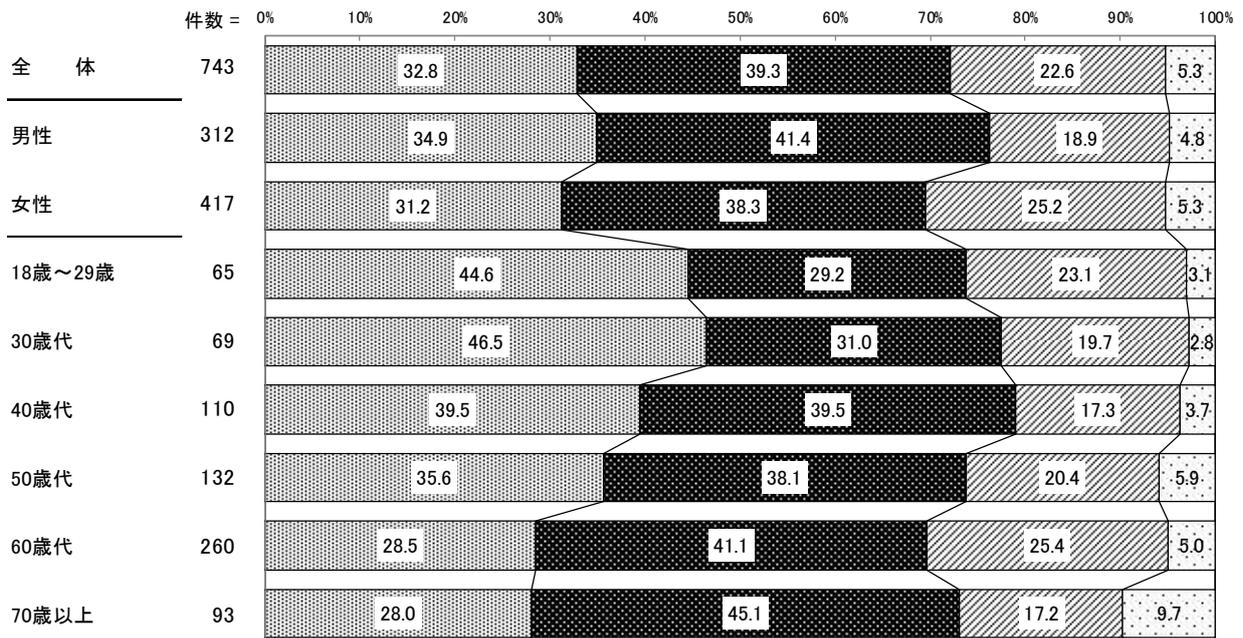
＜事業所ヒアリングでの職場環境に関する主な意見＞

- ・「子育て世代にやさしい会社」としてパート採用も行っている。
- ・働きやすいと思ってもらえるような環境づくり。交流の機会をつくっている。
- ・休業希望について早めに要望を聞くように努めている。
- ・同じような立場の事業所とは、情報交換を随時行っている。
- ・地域行事への参加促進などの場をつくっていききたい。

＜ワーク・ライフ・バランスの認知度＞

問5 ウワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

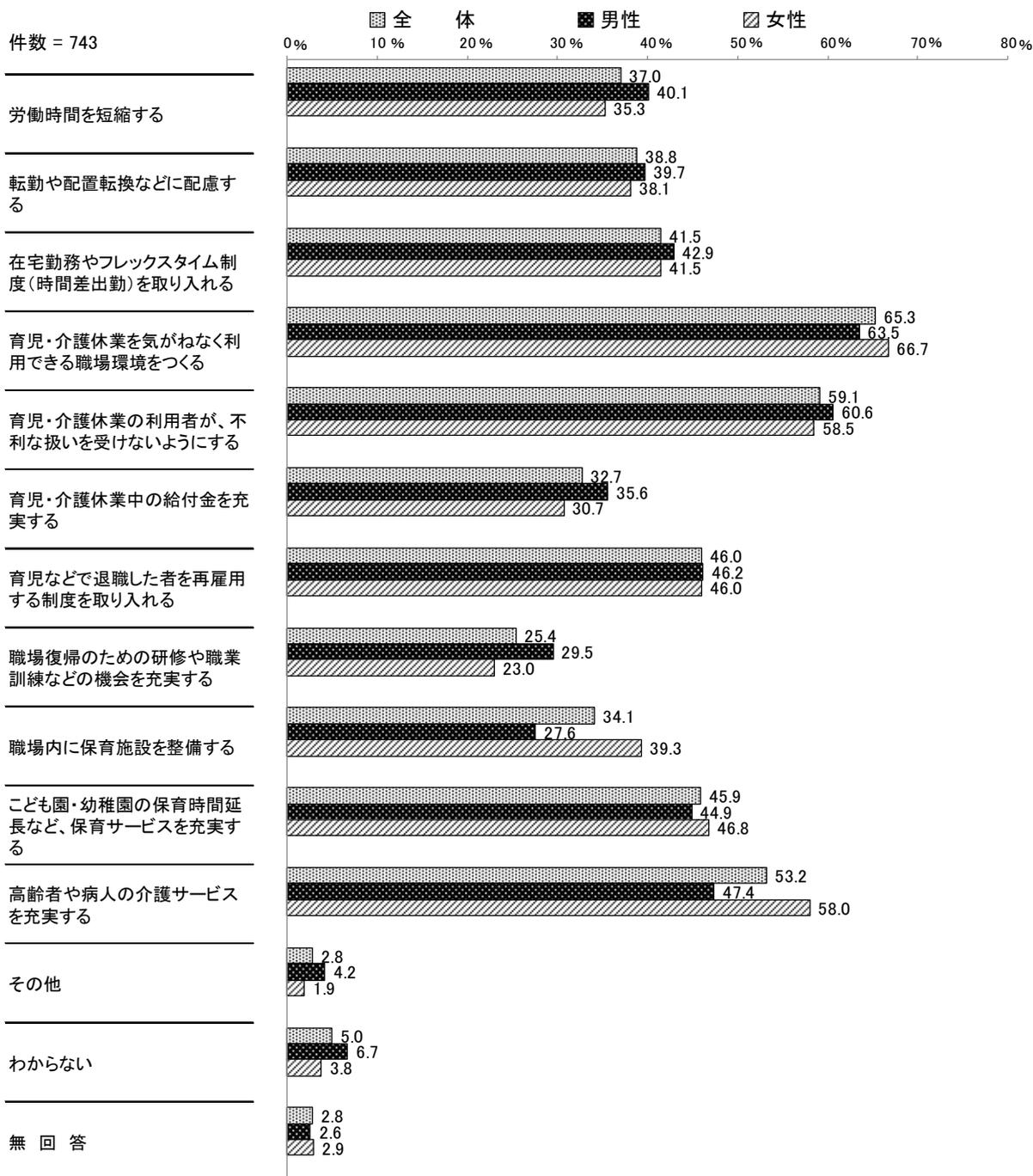
言葉も内容も知っている
 言葉を聞いたことはあるが内容までは知らない
 まったく知らない
 無回答



資料：市民意識調査(平成 29 年度)

＜仕事と家庭を両立していくための環境整備＞

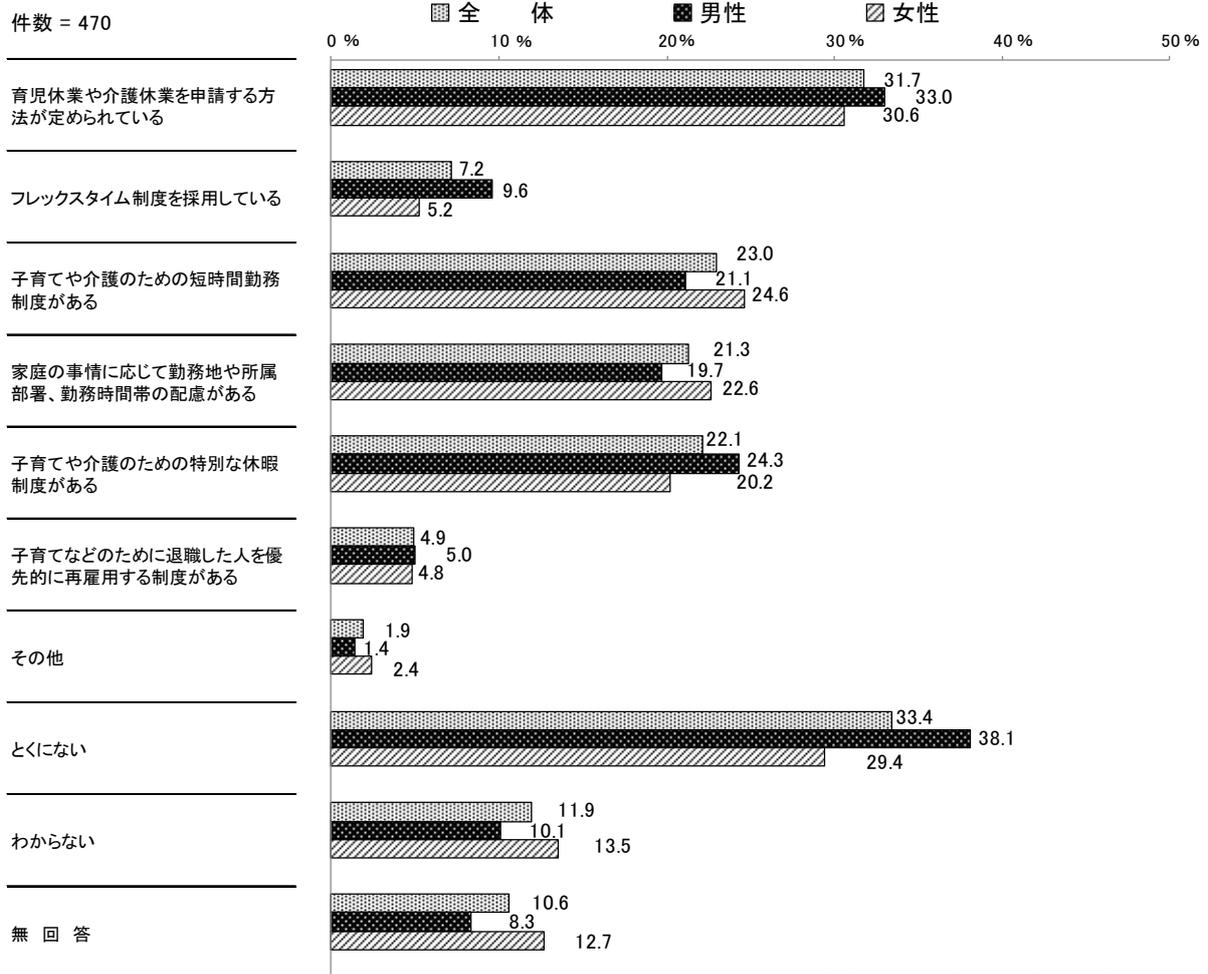
問9 仕事と家庭を両立していくための環境整備〔複数回答〕



資料：市民意識調査(平成29年度)

＜職場における家庭と仕事の両立を支援する制度＞

問7 職場で家庭と仕事の両立を支援する制度〔複数回答〕



資料：市民意識調査（平成 29 年度）

【施策の方向】

（１）職場における男女の均等な機会と待遇の確保

- ①雇用の場における男女平等を実現するため、事業主や就業者に対し、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法の周知徹底を図ります。（わがまち活性課）
- ②各種認定制度や一般事業主行動計画の内容、取得・策定の意義と活用について、事業所に啓発します。（わがまち活性課）

（２）働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの普及・促進に向けて、市民・地域・事業所への広報・啓発活動を行います。パンフレット等による啓発をはじめ、様々な場面で市民の目に届き、考えるきっかけになるように努めます。（企画政策課・わがまち活性課）

- ②ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むファミリーフレンドリー企業^{*1}、イクボス宣言企業^{*2}等の認定を取得した市内・近隣事業所の取組みについて、パンフレット等で紹介します。(企画政策課・わがまち活性課)
- ③事業所に向けては、社会貢献や経済活動の活性化の意義の周知を含め、働き方改革の方向性や働きやすい環境づくり支援について、関係課・関係機関と連携して啓発活動と情報提供に取り組めます。(企画政策課・わがまち活性課)

(3) 働き続けられる環境の整備

- ①育児、介護等により就業を中断した女性への再就職を支援するための情報の収集・提供に努めます。(わがまち活性課)
- ②従業員が仕事と家事や介護、育児を両立しながら働き続けることができるよう、介護・育児休業制度の普及、働き方改革への取組みを事業所に働きかけます。(わがまち活性課)
- ③えるぼし認定^{*3}、くるみん認定^{*4}、ファミリーフレンドリー企業、イクボス宣言企業などについて市民へ周知を図るとともに、市内及び近隣自治体等の事例紹介を行います。(わがまち活性課・企画政策課)
- ④市役所の働きやすい職場づくりを進めます。(総務課)

(4) 農業・自営業等に従事する女性への支援

- ①農業や自営業等の従事者は、仕事と家庭生活の場が近く、時間的・内容的に区分しにくい状況がみられることから、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性の適正な評価についての意識啓発に努め、男女がいきいきと活躍できる環境づくりを進めます。(農林水産課・わがまち活性課)
- ②「家族経営協定」の締結を促進するとともに、女性農業者による地域特産品づくり、女性が働きやすい作業環境の整備、就農支援、女性農業者のネットワークづくりなどを支援します。(農林水産課)
- ③山武市農業共同参画推進会は、男女共同によるゆとりと魅力ある山武市の農業・農村づくりに向け、男女が農業経営や地域社会活動へ共に参画するパートナーシップの確立を目的として、活動しています。今後も女性の視点・力を活かし、農業共同参画推進会の活動を支援します。(わがまち活性課)

^{*1} ファミリーフレンドリー企業:仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度をもち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業です。

^{*2} イクボス宣言企業:男性の従業員や部下の育児参加に理解があり、積極的に支援することを表明した企業のことです。

^{*3} えるぼし認定:女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画を策定し、女性活躍に関する取組状況等が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度で、「えるぼし」は認定マークの愛称となっています。

^{*4} くるみん認定:次世代育成支援対策推進法では、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

- ④起業関連情報の提供や、女性起業グループ等の交流の促進など、女性の起業支援に努めます。(わがまち活性課)

【具体的な施策】

(1) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保	
①事業所への雇用に関する啓発	商工会を通じた周知啓発 パートタイマー相談事業(労働局実施事業)の情報提供 優良企業の表彰(県実施事業)
②事業所への認定制度の紹介と取得奨励	えるぼし認定・くるみん認定・イクボス宣言企業、一般事業主行動計画についての事業所への啓発 事業所への認定・取得の勧奨
(2) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	
①ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	ワーク・ライフ・バランスについて、パンフレット等による市民・事業所等への啓発
②ワーク・ライフ・バランス推進事業所の情報提供	市民・地域・事業所へワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所についての情報提供
③推進事業所についての情報提供	働き方改革の方向性等についての事業所への啓発
(3) 働き続けられる環境の整備	
①再就職支援の推進	再就職希望者への情報提供 ひとり親及び障がい者の就労促進給付金等の情報提供
②事業所への啓発	仕事と家庭生活を両立しやすい環境整備について、事業所への啓発
③休業制度・認定企業等の周知	男性の育児・介護休業制度の周知 パンフレット等により子育て支援や女性の活躍を推進している企業等を市民に紹介
④市役所の働きやすい環境づくり	育児休業制度や育児参加休暇等の利用促進
(4) 農業・自営業等に従事する女性への支援	
①農業や自営業等の従事者の働きやすい環境づくり	山武市商工会女性部・山武郡市農業協同組合女性部との連携、活動支援
②家族経営協定の促進	家族経営協定に関する啓発 家族経営協定の締結促進
③農業・農村の男女共同参画の推進	農業・農村男女共同参画推進事業の推進
④女性の起業支援	起業関連情報の提供

【主な指標】

指標項目	平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
家族経営協定の締結数	70 件	85 件	総件数
制度が利用可能な男性市職員の育児参加 休暇取得割合	0%	50.0%	特定事業主 行動計画(前期)
広報誌によるワーク・ライフ・バランス の啓発	年 0 回	年 1 回	



基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本的施策

9 子育て支援の推進

- (1) 子育てへの男女共同参画
- (2) 保育サービス・子育て支援の推進

10 自立を支える福祉の推進

- (1) 介護への男女共同参画と介護等サービスの推進
- (2) 高齢者・障がい者の生きがいと自立支援の推進
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 生活上の困難に直面する男女への支援

11 生涯にわたる健康づくりの支援

- (1) 母性の尊重と母子保健の推進
- (2) 生涯にわたる心と体の健康支援

12 防災における男女共同参画の推進

- (1) 防災における男女共同参画の推進



基本的施策9 子育て支援の推進

【現状と課題】

少子化とともに核家族化が進み、親子を取り巻く環境は変化しており、仕事と子育ての両立の難しさや、子育てに対する負担感を抱え、孤立してしまう女性が増えていることが社会的に問題視されています。

子どもを健やかに育てるために、多様な保育サービスの充実や、子育ての不安の解消を図るための相談・支援体制の整備など、地域全体で子育て支援を進めていくことが必要となっています。

【施策の方向】

(1) 子育てへの男女共同参画

- ①子育てへの男性の参画を促進し、男女が協力して担い、地域全体で子育てを支援することができるよう、意識の醸成を図ります。(子育て支援課・健康支援課)
- ②父親、母親が参加できる子育てのための講座やイベントを開催し、知識や情報の提供に努めます。(子育て支援課・健康支援課)

(2) 保育サービス・子育て支援の推進

- ①「山武市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援策の充実を図ります。(子育て支援課)
- ②多様な保育サービスや子育ての相談・支援体制の充実とともに、子育てに関する情報や学習機会を提供するなど、男女が共に安心して子育てができる環境の整備を図ります。(子育て支援課・健康支援課)



【具体的な施策】

(1) 子育てへの男女共同参画	
①男女の協力による子育ての啓発	パパママサロンの開催 子育て情報誌による啓発、情報提供
②子育て講座の開催	すくすく広場、子育て支援センターでの各種講座への参加促進
(2) 保育サービス・子育て支援の推進	
①子ども・子育て支援サービスの推進	山武市子ども・子育て支援事業計画に基づく、次世代育成支援施策、子ども・子育て支援事業の推進
②保育サービス・相談支援の充実	山武市子ども・子育て支援事業計画に基づく子ども・子育て支援サービスの推進 家庭児童相談室の運営 子育て支援センター事業 子育て世代包括支援センター（はぴねす）での相談事業 乳児訪問

【主な指標】

指標項目	平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
パパママサロンへの男性の参加率	53.4%	55.0%	
子育て講座の開催件数	年 49 件	年 49 件	すくすく広場 26 件・SUN さ んパパ 18 件・ すまいる 5 件
乳児訪問率	96.5%	訪問率の増加 を目指す	



基本的施策 10 自立を支える福祉の推進

【現状と課題】

高齢者や障がい者が地域で自立した生活を続けられる環境をつくっていくためには、高齢者・障がい者が元気に地域で活躍する場づくりが必要です。あわせて、介護や支援が必要な人が必要なサービスを利用しながら暮らせる生活支援対策や保健・医療・福祉の体制整備も重要です。

家庭における高齢者等の介護を担っているのは女性が多く、肉体的、精神的な負担は大きなものがあります。このため、男性が積極的に関わるようにすることや、介護者の負担、介護による離職を低減していくための取組みが重要となっています。

また、支援が必要な人が抱える課題は多様になっており、地域で暮らしていくために、高齢者・障がい者・ひとり親家庭・生活困窮者等を地域で支える仕組みづくりや経済的な自立支援、保健・医療・福祉の連携が求められます。

【施策の方向】

(1) 介護への男女共同参画と介護等サービスの推進

- ①支援が必要な高齢者・障がい者の介護・介助への男性の参画を促進し、男女が協力して担い、地域全体で介護を支援できるよう意識の醸成を図ります。介護保険サービスや障がい福祉サービスの利用により、高齢者・障がい者の生活支援と家族等の介護者の負担軽減を図ります。(高齢者福祉課・社会福祉課)

(2) 高齢者・障がい者の生きがいと自立支援の推進

- ①高齢者の生きがいづくりや健康づくりを支援するため、各種事業を推進します。(高齢者福祉課)
- ②高齢の男性の自立支援のため、料理などの生活技術講座を開催します。(社会福祉協議会)

(3) ひとり親家庭への支援

- ①ひとり親家庭等の様々な相談に応じ、指導・助言に努めます。(子育て支援課)
- ②ひとり親家庭等の経済的負担軽減のための各種支援を図ります。(子育て支援課)

(4) 生活上の困難に直面する男女への支援

- ①福祉的配慮のあるまちづくりを進めます。(土木課・都市整備課)

- ②支え合い・見守り活動、共生型サービス*1等を促進し、地域での自立・共生を目指して、地域福祉を推進します。(社会福祉課)
- ③生活困窮者や子どもの貧困など生活上の困難を抱え、支援が必要な人への支援対策について、相談体制をはじめ多面的に支援する環境づくりに取り組みます。(社会福祉課)

【具体的な施策】

(1) 介護への男女共同参画と介護等サービスの推進	
①介護への男性参画と高齢者・障がい者の生活支援の推進	障がい者相談支援事業による生活支援・情報提供 地域包括支援センター事業による高齢者生活支援事業の推進
(2) 高齢者・障がい者の生きがいと自立支援の推進	
①生きがい対策の推進	シルバー人材センターの活動支援 介護予防ボランティアの養成
②自立支援の講座の開催	男性の料理教室の開催
(3) ひとり親家庭への支援	
①相談支援体制の推進	民生委員児童委員による相談 母子・父子家庭自立支援員、家庭相談員の配置 ひとり親家庭への子育て相談
②経済的支援	ひとり親家庭等医療費等の助成(県補助事業) 児童扶養手当(国事業)
(4) 生活上の困難に直面する男女への支援	
①バリアフリー等の推進	バリアフリー、ユニバーサルデザイン*2の視点に立ったまちづくりの推進
②地域福祉の推進	支え合い、見守り活動等の促進
③支援が必要な人を支える環境づくり	生活困窮者相談支援 子どもの貧困対策

【主な指標】

指標項目	平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
高齢者・男の料理教室の開催件数	年 32 件	年 32 件	

*1 共生型サービス:障がい福祉サービス事業所等であれば介護保険としての指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障がい者が高齢者になった場合になじみの事業所を利用し続けられるようにするサービスです。

*2 ユニバーサルデザイン:障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方です。

基本的施策 11 生涯にわたる健康づくりの支援

【現状と課題】

心身が健康であることはすべての市民の生活に共通する重要な課題です。特に女性は、妊娠・出産など母性機能を有していることから、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに配慮する必要があります。また、少子化や晩婚化が進む中、母子保健を取り巻く環境の変化に対応した子どもを安心して産み育てられる環境づくりが重要となっています。

また、社会経済活動の複雑化や雇用環境が変動する中、心の健康が維持しにくくなっており、ストレスなどへの対策がライフステージ^{*1}において課題となっています。

【施策の方向】

(1) 母性の尊重と母子保健の推進

- ①妊娠・出産という生命を受け継ぐ機能をもつ母性に対する意識の啓発を図ります。(健康支援課)
- ②妊産婦の心身のケア、育児指導等の支援を実施することにより、安心して育児に取り組める環境を整え、妊産婦の出産、育児に関する不安の軽減を図ります。(健康支援課)

(2) 生涯にわたる心と体の健康支援

- ①妊産婦、乳幼児の各種健康診査の充実と受診勧奨を図り、関係機関との連携の下、母子と寄り添いながら育児不安の解消や発達段階に応じた指導を行います。(健康支援課)
- ②思春期、成人期、高齢期といったライフステージに対応した健康支援の体制づくりと心身の健康の保持増進に努めます。(健康支援課・高齢者福祉課・国保年金課)

*1 ライフステージ：人間の一生におけるそれぞれの段階のことです。

【具体的な施策】

(1) 母性の尊重と母子保健の推進	
①母性に関する啓発	パパママサロンによる母性に対する意識啓発
②妊産婦の支援	妊産婦相談 妊産婦訪問 産前産後サポート事業 産後ケア事業
(2) 生涯にわたる心と体の健康支援	
①妊婦健康診査・乳幼児健康診査	医療機関委託妊産婦乳児一般健康診査 乳児健康診査 1歳6か月児健康診査 2歳6か月児歯科健康診査 3歳児健康診査
②心身の健康支援	健康相談・保健指導の充実 健診・各種がん検診 介護予防事業 自殺対策 思春期教室



【主な指標】

指標項目	平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
乳幼児健康診査受診率	95.8%	現状維持を 目指す* ¹	
特定健康診査受診率	34.8%	受診率の 増加を目指す	施策基本事 業評価表
各種がん検診の受診者数	胃がん検診 2,150 人 大腸がん検診 3,734 人 乳がん検診 3,833 人 子宮がん検診 3,059 人 肺がん検診 7,076 人	受診者数の 増加を目指す	
自殺率（10 万対）	年 20.59 人	自殺率の 低下を目指す	警察庁による 統計 ※地域自殺 者数÷人口 ×10 万
介護予防普及啓発事業（すこやか倶楽部） 参加人数	延べ 1,758 人	延べ 2,000 人	



*¹ 平成 35(2023)年度目標値：共働き世帯が増加していることから、3 歳未満児のこども園への入園者が増加傾向にあります。保護者の勤務体制などから、医療機関やこども園等で健康診査を受診したことにより、市の乳幼児健康診査を受診されない乳幼児が増加傾向にあることから、目標値を現状維持としました。

基本的施策 12 防災における男女共同参画の推進

【現状と課題】

東日本大震災の教訓を踏まえ、自主防災組織の育成や避難誘導體制の確立など、災害に強いまちづくりのため、山武市地域防災計画に基づき、災害予防対策、災害応急対策、自主防災組織の育成などに取り組んでいるところですが、トイレ等の設備や生活用品をはじめとした災害時や避難生活における男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点を取り入れた対策を講じる必要があります。

【施策の方向】

(1) 防災における男女共同参画の推進

- ①避難誘導や避難所生活、防災備蓄等の災害予防対策、災害応急対策に男女共同参画の視点を取り入れて推進します。(消防防災課)
- ②地域の自主防災組織を育成し、自主的な対応がとれる体制づくりを目指します。(消防防災課)
- ③女性の防災士資格取得を促進します。(消防防災課)

【具体的な施策】

(1) 防災における男女共同参画の推進	
①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	男女の視点での防災備蓄、避難訓練、災害時要支援者避難誘導対策 女性の視点を取り入れた地域防災計画の見直し 女性の視点を取り入れた防災備蓄・設備の推進
②自主防災組織の育成	男女の視点を取り入れた自主防災組織の活動支援
③女性防災士の確保	女性の防災士資格取得促進

【主な指標】

指標項目	平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度	備考
	実績	目標	
女性の防災士資格取得者数	26 人 (平成 29 (2017) 年 3 月末現在)	30 人	
女性の視点を取り入れた防災備蓄の整備	20 箇所	25 箇所	

第3章 計画の推進



1 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現には、性別による固定的役割分担意識や社会慣習にとらわれず、男女が個人として尊重され、家庭や職場、地域のあらゆる分野において共に責任を分かち合う社会を築くことが必要です。本計画を推進するために、市民をはじめ、事業主、各種団体と連携し、男女共同参画社会の形成につなげることが重要です。

(1) 庁内推進体制の充実

庁内各課と連携し、計画の進行管理を実施します。

市職員に対する男女共同参画の周知及び啓発を行います。

(2) 国、県との連携強化

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。

千葉県男女共同参画地域推進員を推薦し、地域における男女共同参画社会づくりを推進します。

県内市町村との情報交換を図り、よりよい男女共同参画施策につなげます。

(3) 施策の検証

策定に当たっては、市民意識調査及び事業所ヒアリングを実施し、市民の意識の把握と意見の反映に努めるとともに、市民意見の公募（パブリック・コメント）を行いました。

また、山武市男女共同参画推進懇談会において、計画の進捗状況を報告し、学識経験者や市民の意見を収集・反映した検証・評価を実施します。

2 指標一覧

基本目標	基本的施策 No.	ページ数	指標項目	実績 平成 29 (2017) 年度	指標 平成 35 (2023) 年度	担当課
1	1	20	市広報紙での男女共同参画に関する啓発	年 1 回	年 1 回	企画政策課
1	1	20	男女共同参画に関する講習会の開催	年 0 回	年 1 回	企画政策課
1	1	20	人権講座の開催	年 16 回	年 16 回	市民課
1	1	20	「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない人」の増加	73.3%	75.0%	企画政策課
1	2	23	市内小中学校の思春期教室・性教育講座実施率	78.9%	100%	学校教育課
1	2	23	家庭教育学級の開催	各学校等 年 2 回以上	各学校等 年 2 回以上	生涯学習課
1	3	28	防犯パトロールの実施	週 1 回	週 2 回	市民課
1	3	28	DV防止に関する広報及び啓発	年 1 回	年 1 回以上	子育て支援課
1	3	28	DV防止マニュアルの作成	未作成	作成	子育て支援課
2	4	32	パパママサロンの開催回数	年 3 コース	年 3 コース	健康支援課
2	4	32	家庭教育学級の開催（再掲）	各学校等 年 2 回以上	各学校等 年 2 回以上	生涯学習課
2	4	32	男性が家事・育児に積極的に参加している割合	40.1%	45.0%	企画政策課
2	5	36	市民提案型交流のまちづくり推進事業の応募数	年 4 件	年 4 件	市民自治支援課
2	5	36	地域まちづくり協議会の設置数	2 組織	4 組織	市民自治支援課
2	5	36	あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合	21.8%	25.0%	企画政策課
3	6	40	審議会等における女性委員の割合	24.7%	33.3%	企画政策課
3	6	40	女性管理職の割合（市職員）	28.75%	33.3%	総務課
3	7	42	就業支援のための講習会等の女性参加者数	年 3 人	年 5 人	わがまち活性課
3	7	42	女性人材リスト等の作成	未作成	作成	企画政策課

基本目標	基本的施策 No.	ページ数	指標項目	実績 平成 29 (2017) 年度	指標 平成 35 (2023) 年度	担当課
3	8	52	家族経営協定の締結数	70 件	85 件	農林水産課
3	8	52	制度が利用可能な男性市職員の育児参加休暇取得割合	0%	50.0%	総務課
3	8	52	広報誌によるワーク・ライフ・バランスの啓発	年 0 回	年 1 回	企画政策課
4	9	55	パパママサロンへの男性の参加率	53.4%	55.0%	健康支援課
4	9	55	子育て講座の開催件数	年 49 件	年 49 件	健康支援課 子育て支援課
4	9	55	乳児訪問率	96.5%	訪問率の増加を目指す	健康支援課
4	10	57	高齢者・男の料理教室の開催件数	年 32 件	年 32 件	高齢者福祉課
4	11	60	乳幼児健康診査受診率	95.8%	現状維持を目指す	健康支援課
4	11	60	特定健康診査受診率	34.8%	受診率の増加を目指す	国保年金課
4	11	60	各種がん検診の受診者数	胃がん検診 2,150 人 大腸がん検診 3,734 人 乳がん検診 3,833 人 子宮がん検診 3,059 人 肺がん検診 7,076 人	受診者数の増加を目指す	健康支援課
4	11	60	自殺率（10 万対）	年 20.59 人	自殺率の低下を目指す	健康支援課
4	11	60	介護予防普及啓発事業（すこやか倶楽部）参加人数	延べ 1,758 人	延べ 2,000 人	高齢者福祉課
4	12	61	女性の防災士資格取得者数	26 人 (平成 29 (2017) 年 3 月末現在)	30 人	消防防災課
4	12	61	女性の視点を取り入れた防災備蓄の整備	20 箇所	25 箇所	消防防災課

附属資料



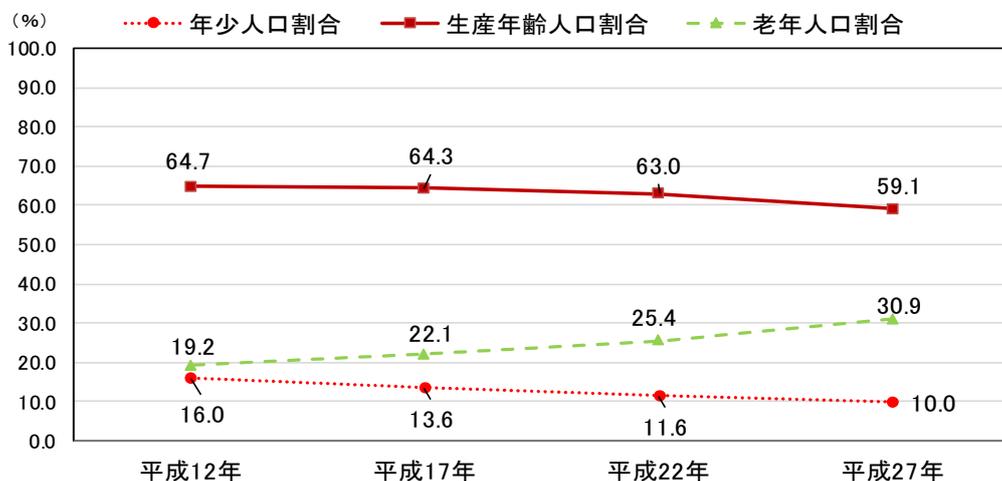
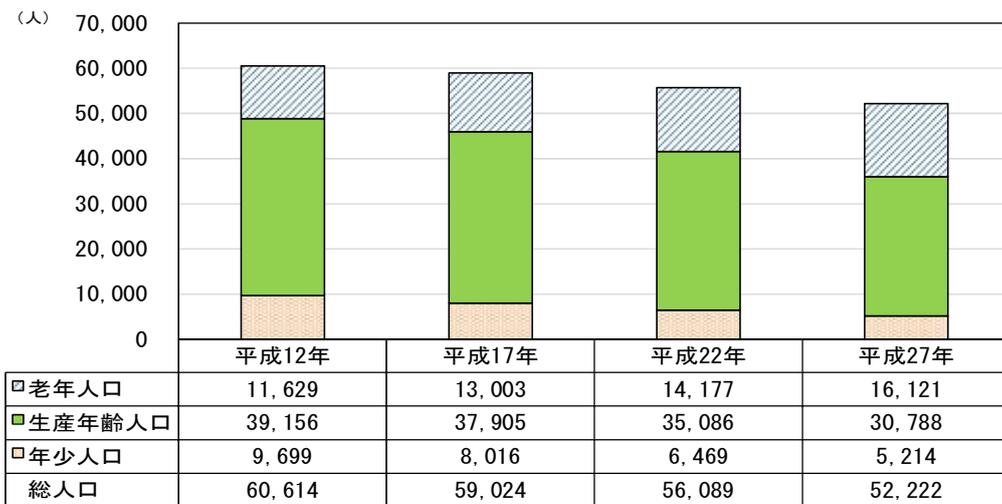
1 山武市の状況

(1) 人口・人口構成

山武市の人口は、国勢調査では平成12年の60,614人から平成27年の52,222人に減少しています。年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口が多いものの、その比率は微減しており、平成12年に64.7%だった構成比は平成27年には59.1%に減少しています。65歳以上の老年人口は年々微増しており、平成27年には16,121人に上り、構成比は30.9%になっています。

住民基本台帳の人口は、平成26年の55,783人から平成30年の52,701人に減少しています。年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口の比率は微減しており、平成26年に61.7%だった構成比は平成30年には58.0%に減少しています。65歳以上の老年人口は年々微増しており、平成30年には17,145人に上り、構成比は32.5%になっています。

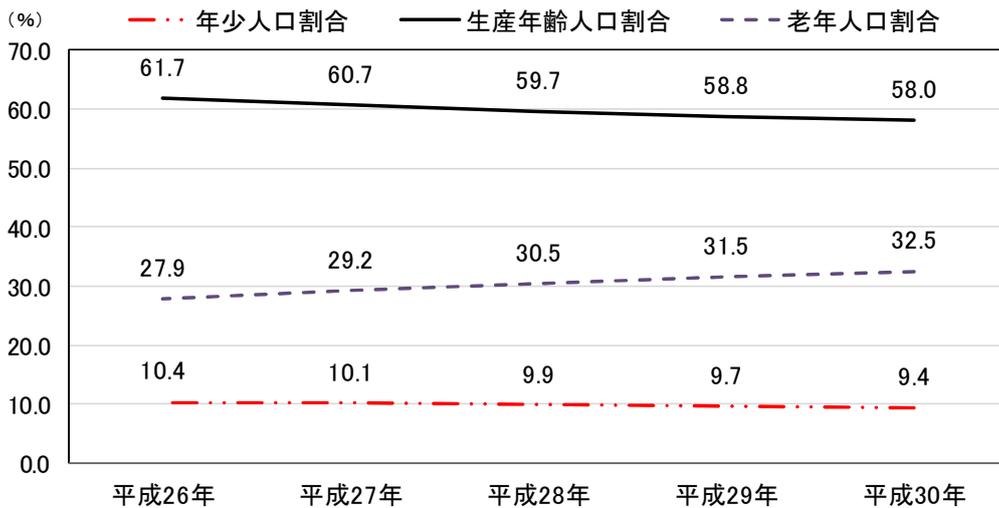
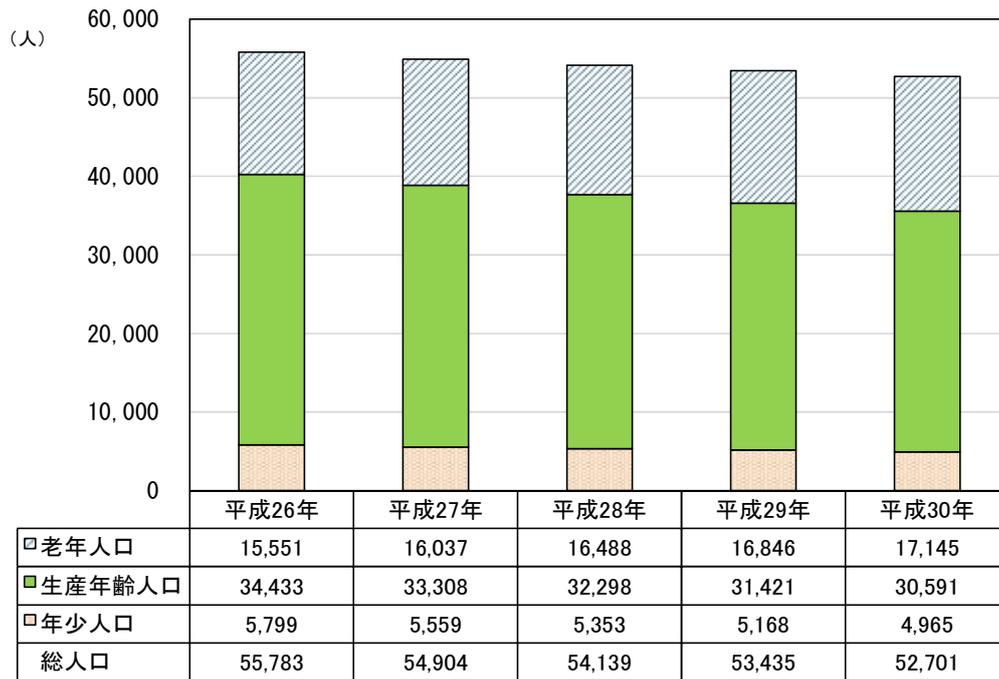
＜人口・人口構成の推移＞



※総人口に対する割合(年齢不詳は除く)

資料:国勢調査

<人口・人口構成の推移（各年1月1日現在）>



資料：住民基本台帳

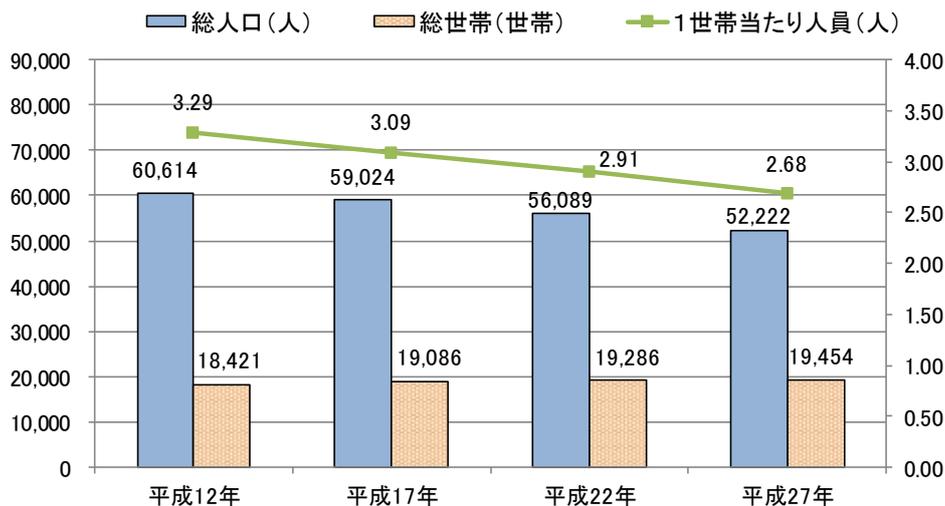
(2) 世帯数・世帯構成

世帯数は、国勢調査では平成12年の18,421世帯から平成27年には19,454世帯に増加していますが、1世帯当たり人員は緩やかに減少しており、平成22年には3.0人を割っています。

住民基本台帳では、平成26年の22,007世帯から平成30年には22,237世帯に増加していますが、1世帯当たり人員は緩やかに減少しており、平成28年には2.5人を割っています。

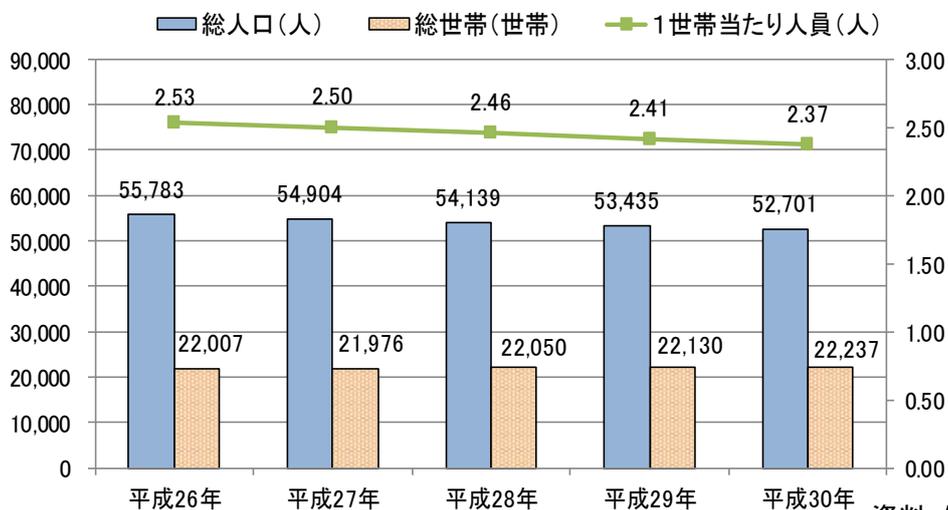
世帯構成は、平成22年と平成27年を比べると同居親族世帯割合が減少しており、65歳以上の高齢者のいる世帯では同居親族世帯が35.9%から26.5%に減少しています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯は、60.7%から66.4%に増加しています。

＜人口・1世帯当たり人員の推移＞



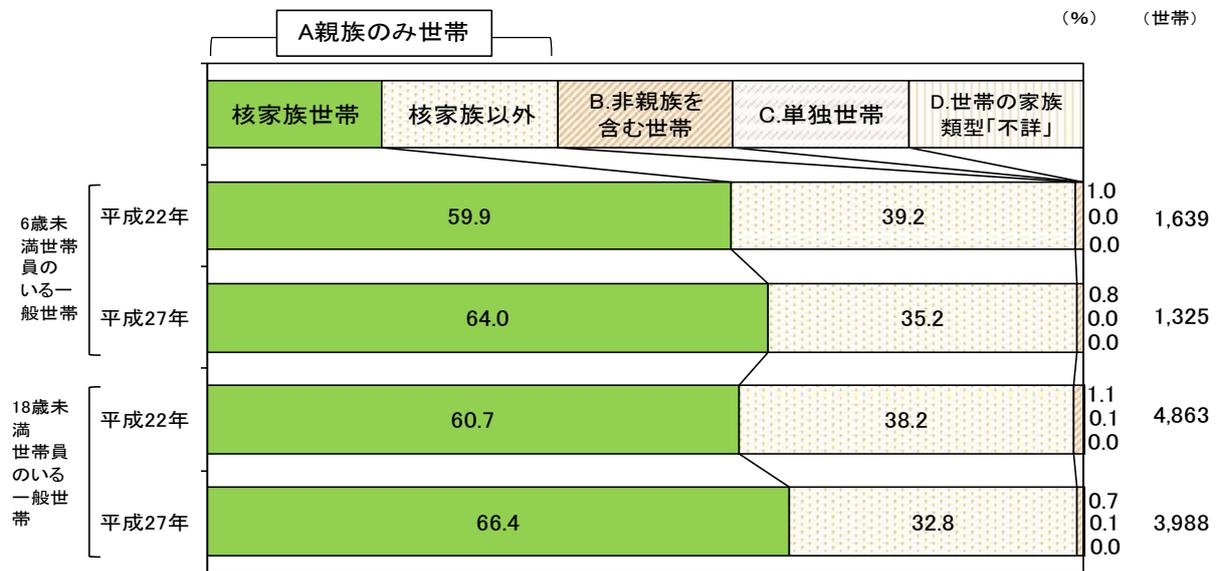
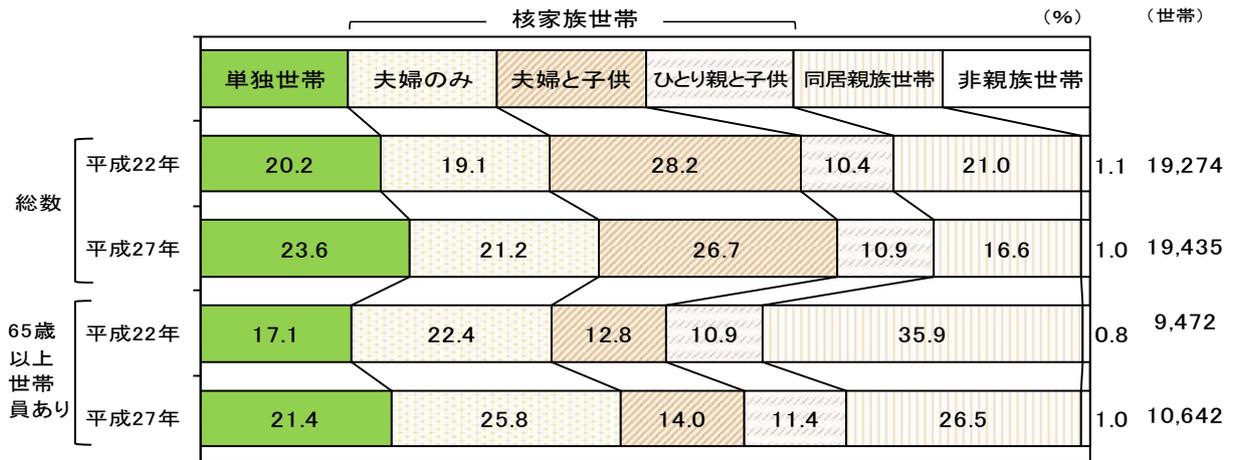
資料：国勢調査

＜人口・1世帯当たり人員の推移（各年1月1日現在）＞



資料：住民基本台帳

＜世帯構成別割合の推移＞

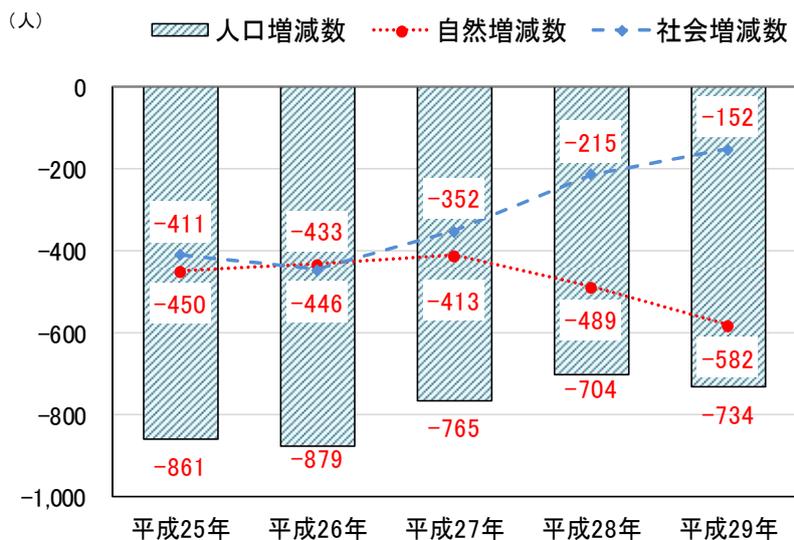


資料: 国勢調査

(3) 人口動態

人口増減数は、平成26年が近年では一番多く減少し、-879人となっています。自然増減数、社会増減数共に平成27年までは同程度で推移していましたが、平成28年からは差がみられ、平成29年には自然増減数が-582人、社会増減数が-152人となっています。

<人口動態（平成25～29年の各年1月1日～12月31日）>



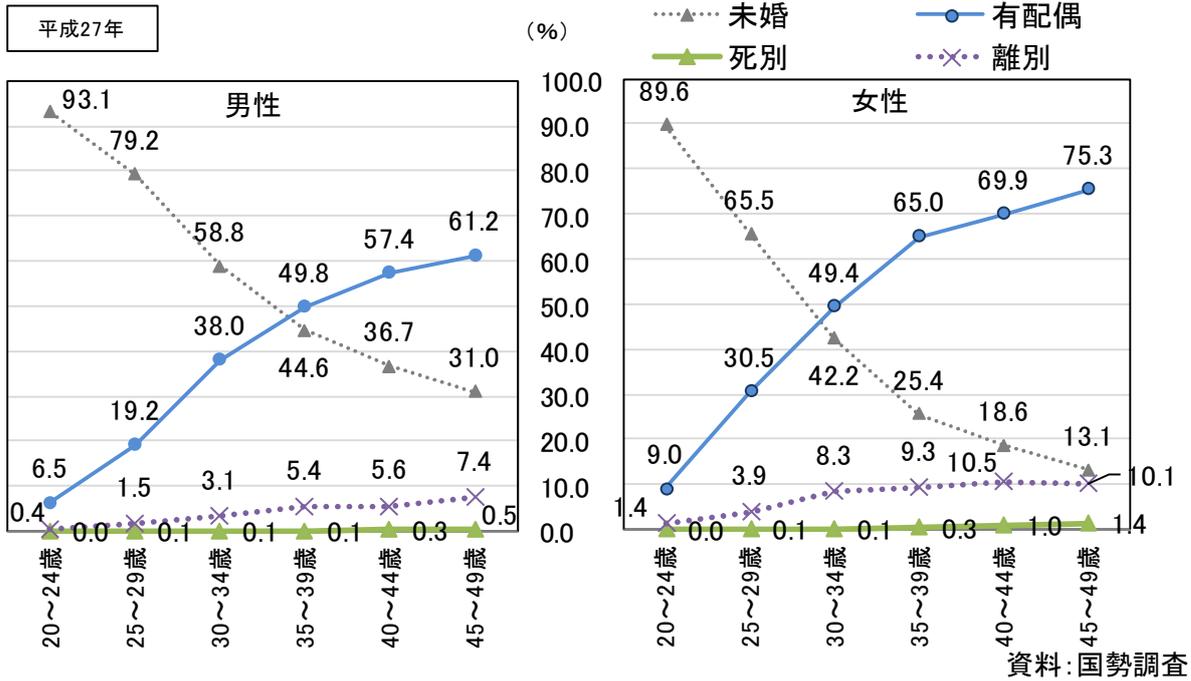
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数・総務省

(4) 有配偶状況

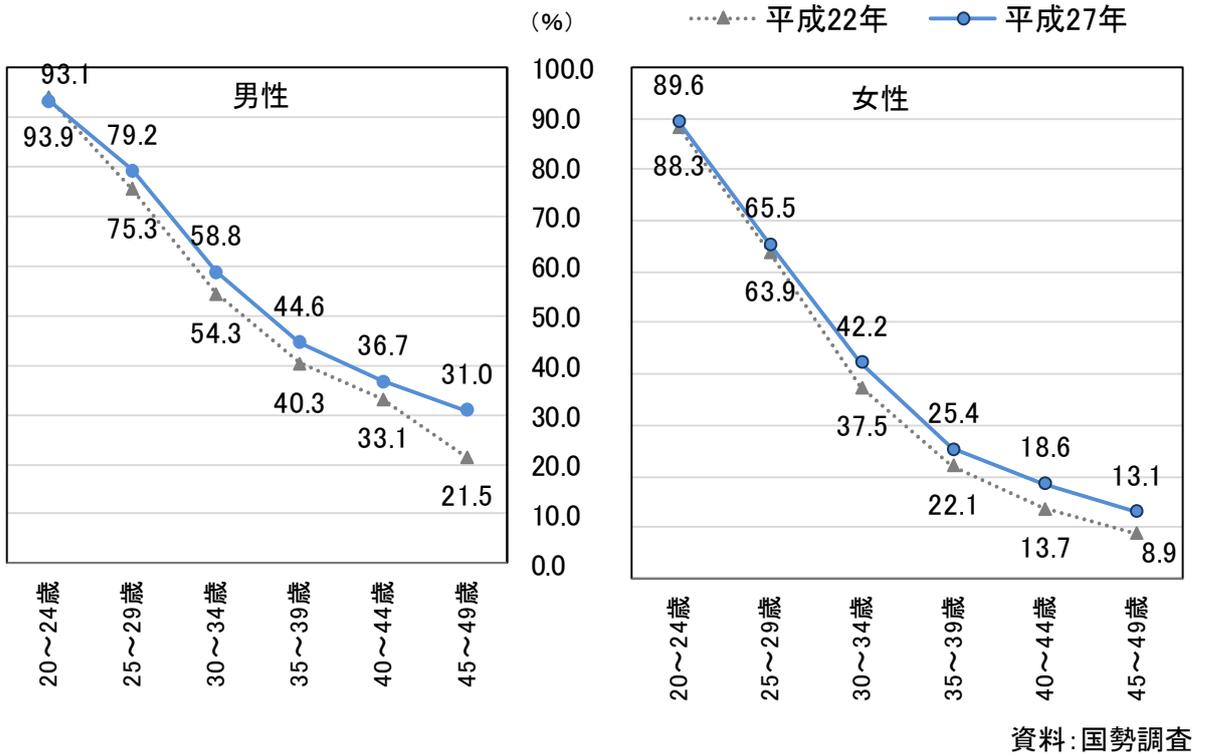
婚姻状況は、男女共に年齢が上がるにつれ有配偶が上がり、未婚が下がります。男性は、35～39歳を境に未婚と有配偶の推移が逆転し、有配偶が49.8%、未婚が44.6%となっています。女性は、30～34歳を境に未婚と有配偶の推移が逆転しますが、離別も上がり9%前後で推移しています。

未婚率は、年齢が上がるにつれ割合は下がります。平成22年と平成27年を比較すると各年代で未婚率は上がっています。最大で男性は45～49歳で9.5%、女性は40～44歳で4.9%の差となっています。

<男女5歳階級別配偶関係>



<男女5歳階級別未婚率>



(5) 就業者数

就業者数を平成22年と平成27年でみると、就業者数全体が27,693人から25,865人に減少しています。第1次産業は3,072人から3,127人に微増し、第2次産業は6,585人から6,308人に微減、第3次産業は16,139人から15,582人に微減しています。

男女別でみると、第1次・第2次産業に比べ第3次産業は男女共に割合が高くなっています。女性は第1次・第2次産業が10%台ですが、第3次産業は70%弱と特に高くなっています。

<就業者数>

(上段:人、下段:%)

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	合計
平成22年	総数	3,072	6,585	16,139	1,897	27,693
		11.1	23.8	58.3	6.9	100.0
	男	1,725	4,793	8,264	1,096	15,878
		10.9	30.2	52.0	6.9	100.0
	女	1,347	1,792	7,875	801	11,815
		11.4	15.2	66.7	6.8	100.0
平成27年	総数	3,127	6,308	15,582	848	25,865
		12.1	24.4	60.2	3.3	100.0
	男	1,784	4,569	7,866	479	14,698
		12.1	31.1	53.5	3.3	100.0
	女	1,343	1,739	7,716	369	11,167
		12.0	15.6	69.1	3.3	100.0

資料:国勢調査

(6) 審議会等の女性委員の割合

審議会等における女性委員を含む審議会の割合をみると、女性委員を含む審議会の件数は、平成26年度では80%台でしたが、平成27年度以降は90%台で推移しています。山武市の審議会等の総委員数の女性委員の割合も、平成26年度以降25%前後で推移しています。(グラフはP.39参照)

2 策定体制

(1) 山武市男女共同参画推進懇談会

平成30年8月16日告示第123号

山武市男女共同参画推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画を推進するため、山武市男女共同参画推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(意見聴取事項等)

第2条 市長は、次に掲げる事項について懇談会から意見を聴取するものとする。

- (1) 本市における男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 本市における男女共同参画施策の取り組み状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

2 懇談会は、前項の規定に基づく懇談のほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第23条第1項の規定に基づく協議会として、同条第4項に規定する協議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部企画政策課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

＜山武市男女共同参画推進懇談会委員名簿＞

区分	所属等	氏名	備考
第1号委員	城西国際大学経営情報学部 教授	七井 誠一郎	会長
〃	千葉県男女共同参画地域推進員 山武市保健推進員	佐藤 君江	副会長
〃	千葉県総合企画部男女共同参画課	福田 有理	
第2号委員	蓮沼地区自主防災会連合会	今関 紘	
〃	山武市区長会連合会	海保 幹夫	
〃	千葉人権擁護委員協議会山武支部会 山武市人権擁護委員	松村 俊紹	
〃	山武市民生委員・児童委員協議会	蕨 健吉	
〃	山武市子ども・子育て会議	山崎 喜世子	
〃	山武市農業共同参画推進会	川面 弘美	
〃	山武市商工会女性部	中村 けい子	
〃	山武都市農業協同組合女性部	大木 和子	
〃	山武市小中学校長会	井上 博文	
〃	山武市社会教育委員	秋葉 雅弘	
第3号委員	市民の代表者	石井 松子	
〃	〃	鶴澤 美知子	

(2) 山武市男女共同参画庁内推進本部

平成30年8月16日訓令第16号

山武市男女共同参画庁内推進本部設置要綱

(設置)

第1条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）の作成に関し必要な事項を検討するため、山武市男女共同参画庁内推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の案の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に係る調査及び検討に関すること。
- (3) その他男女共同参画計画の案の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 本部長は、総務部長の職にある者とする。
- 3 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する本部員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 推進本部の会議は、本部員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(研究会)

第5条 推進本部には、必要に応じ、研究会を置くことができる。

- 2 研究会の委員は、市職員の中から本部長が指名する。
- 3 研究会の委員長は、互選とする。
- 4 研究会は、必要な協議を終えた後、その結果を本部長に報告し、解散するものとする。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務部企画政策課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

部 名	職 名
総務部	総務部長
	総務課長
	企画政策課長
	市民自治支援課長
	消防防災課長
市民部	市民課長
保健福祉部	社会福祉課長
	子育て支援課長
	高齢者福祉課長
	健康支援課長
経済環境部	農林水産課長
	わがまち活性課長
教育部	学校教育課長
	生涯学習課長

3 策定経過

年 月 日	内 容
平成30年1月5～19日	男女共同参画に関する市民意識調査の実施
平成30年9月25日	第1回山武市男女共同参画庁内推進本部会議
平成30年10月16日	第1回山武市男女共同参画推進懇談会 ・山武市男女共同参画に関する市民意識調査の結果について ・第3次山武市男女共同参画計画の骨子案について
平成30年10月25日	第2回山武市男女共同参画庁内推進本部会議
平成30年11月9日	第2回山武市男女共同参画推進懇談会 ・第3次山武市男女共同参画計画の素案について
平成30年11月16日	第3回山武市男女共同参画庁内推進本部会議
平成30年12月27日～ 平成31年1月31日	パブリックコメント実施
平成31年2月12日	第3回山武市男女共同参画推進懇談会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第3次山武市男女共同参画計画の案について
平成31年3月5日	第4回山武市男女共同参画庁内推進本部会議

4 関係法令等

(1) 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日 法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることによ

り、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立で

ない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地

方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事

項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる

施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定す

る議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (省略)

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号)

最終改正：平成 26 年 4 月 23 日 法律第 28 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれ

を変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護

についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な

措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判

所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいか

いしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求

めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めること

ができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、

保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がな

いことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委

嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則(省略)

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日 法律第 64 号)

最終改正：平成 29 年 3 月 31 日 法律第 14 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるように

することを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その

他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主

(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合に

において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定

める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連

合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの

(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それら

の長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ

を公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を

講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性

の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に

従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第18条第4項の規定に違反した者

二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項の規定に違反した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の

過料に処する。

附則（省略）

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和 47 年 7 月 1 日 法律第 113 号)

最終改正：平成 29 年 6 月 2 日 法律第 45 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第 2 条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第 3 条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第 4 条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める

事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前 2 項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第 2 章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第 1 節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第 5 条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第 6 条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる

福利厚生 of 措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当

該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第2節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者とその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都

道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条の2 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置

を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第3節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前3号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に

関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1項、第11条の2第1項、第12条及び第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第2節 調停

（調停の委任）

第18条 都道府県労働局長は、第16条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要であると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第19条 前条第1項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、3人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第11条第1項及び第11条の2第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動又は同項に規定する言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

（時効の完成猶予）

第24条 前条第1項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第2項の通知を受けた日か

ら 30 日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第 25 条 第 18 条第 1 項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4 月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第 1 項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第 1 項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第 26 条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第 27 条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 4 章 雑則

(調査等)

第 28 条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、

関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 29 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第 30 条 厚生労働大臣は、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 11 条第 1 項、第 11 条の 2 第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 1 項の規定に違反している事業主に対し、前条第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第 31 条 船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 6 条第 1 項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第 4 条第 1 項並びに同条第 4 項及び第 5 項（同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項、第 11 条の 2 第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 10 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 11 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項並びに前 3 条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第 4 条第 4 項（同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項、第 11 条の 2 第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第 6 条第 2 号、第 7 条、第 9 条第 3 項、第 11 条の 2 第 1 項、

第12条及び第29条第2項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第9条第3項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和22年法律第100号）第87条第1項又は第2項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第11条の2第1項中「労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第87条第1項又は第2項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第17条第1項、第18条第1項及び第29条第2項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第18条第1項中「第6条第1項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第21条第3項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第19条から第27条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、3人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第20条から第27条までの規定は、第2項の調停について準用する。この場合において、第20条から第23条まで及び第26条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第21条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を

含む。）」と、第26条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第27条中「この節」とあるのは「第31条第3項から第5項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第32条 第2章第1節及び第3節、前章、第29条並びに第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第2章第2節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第2号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和22年法律第85号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員に関しては適用しない。

第5章 罰則

第33条 第29条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則（省略）

(5) 山武市審議会等委員への女性登用推進指針

(目的)

第1条 この指針は、山武市男女共同参画計画に基づき、政策・方針決定の場への女性の参画の促進に向けて、市の審議会等の委員への女性の登用を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関
- (2) 市長が学識経験を有する者等に意見を求めるため、規則又は要綱等に基づき、臨時又は時限的に設置された機関

2 前項の審議会等には、職員のみで構成する内部組織、イベント等の特定の事業を実施するために組織する実行委員会等及び地域において連絡調整、奉仕活動を主たる目的とする組織等は含まないものとする。

(目標)

第3条 審議会等において女性委員の占める割合を、早期に33.3%にすることを目標とする。

(参画計画の推進)

第4条 各部等の長は、所管する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえた上で、女性の適任者を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、所属や肩書き、経験年数にとらわれず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。
- (4) 性別を限定した公募等、その他審議会等に女性委員の参画を促進するために必要な方法の検討を行うこと。

(参画状況の報告)

第5条 審議会等を所管する各部等の長は、毎年度、所管する審議会等の女性委員の参画状況を総務部長に報告するものとする。

(参画状況の公表)

第6条 総務部長は、毎年度1回、各部等の長から報告された前条に規定する女性委員の参画状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

第3次山武市男女共同参画計画

発行 山武市 編集 総務部企画政策課

〒289-1392

山武市殿台 296 番地

TEL 0475-80-1131

e-mail kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp

HP <http://www.city.sammu.lg.jp>



山武市